文

- 1 原告らの被告東京都知事に対する訴えをいずれも却下する。
- 2 被告東京都は、原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く各原告に対し、それぞれ同各原告に対応する別紙2(e)欄記載の各金員並びに同各金員のうち同各原告に対応する別紙2(a)欄記載の各金員に対する別紙2(f)欄記載の各日から平成13年12月31日までは年4.5パーセントの割合、平成14年1月1日から支払済みまでは年4.1パーセントの割合による各金員、及び同各原告に対応する別紙2(c)欄記載の各金員に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による各金員を支払え。
- 3 被告東京都は、原告三菱信託銀行に対し、46億1937万4900円並びにうち37億0081万6600円に対する平成13年8月3日から、うち7億185万8300円に対する同年7月30日からそれぞれ平成13年12月31日までは年4.5パーセントの割合、平成14年1月1日から支払済みまではそれぞれ年4.1パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 被告東京都は、原告ユーエフジェイ銀行に対し、95億8595万0800円 並びにうち65億0885万9500円に対する平成13年7月29日から、うち 28億7709万1300円に対する同年8月3日からそれぞれ平成13年12月 31日までは年4.5パーセントの割合、平成14年1月1日から支払済みまでは それぞれ年4.1パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成12年1 0月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 5 原告らの被告東京都に対するその余の請求のうち、金員請求に関する2項ない し4項に記載の部分以外の部分を棄却し、その余の請求に係る訴えをいずれも却下 する。
- 6 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 7 この判決は、2項ないし4項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告東京都が、各原告につき附帯請求部分を除く当該原告の請求認容額の6割(ただし、1万円未満切捨て)に相当する金員の担保を供するときは、当該原告の仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

(原告ら)

1 (下記2の予備的併合関係にある請求との間での主位的請求)

原告らと被告東京都との間で、被告東京都が平成12年4月1日に制定した「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(東京都条例第145号。以下「本件条例」という。)が無効であることを確認する(以下「請求1」という。)。

2 (請求1と単純併合又は予備的併合関係にある請求)

原告らと被告東京都知事との間で、本件条例が無効であることを確認する(以下 「請求2」という。)

- 3 被告東京都知事は、原告らに対し、本件条例に基づく平成13年4月1日に開始する事業年度分の事業税に係る更正処分及び決定処分をしてはならない(以下 「請求3」という。)。
- 4 原告らと被告東京都との間で、原告らが、本件条例に基づき平成13年4月1日に開始する事業年度に係る事業税を納付する租税債務を有しないことを確認する (以下「請求4」という。)。
- 5 (1) (原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く原告らにつき後 6 (1) の予備的請求との間での主位的請求)

被告東京都は、原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く各原告に対し、それぞれ同各原告に対応する別紙3(e)欄記載の各金員並びに同各金員のうち同各原告に対応する別紙3(c)欄記載の各金員に対する別紙3(i)欄記載の各日から支払済みまで年4.5パーセントの割合による各金員、及び同各原告に対応する別紙3(d)欄記載の各金員に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による各金員を支払え(以下「請求5(1)」という。)。

(2) (原告三菱信託銀行につき後記6(2)の予備的請求との間での主位的請求)

被告東京都は、原告三菱信託銀行に対し、46億1937万4900円並びにう

ち37億0081万6600円に対する平成13年8月3日から、うち7億1855万8300円に対する同年7月30日からそれぞれ支払済みまで年4.5パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え(以下「請求5(2)」という。)。

(3) (原告ユーエフジェイ銀行につき後記6(3)の予備的請求との間での主

位的請求)

被告東京都は、原告ユーエフジェイ銀行に対し、95億8595万0800円並びにうち65億0885万9500円に対する平成13年7月29日から、うち28億7709万1300円に対する同年8月3日からそれぞれ支払済みまで年4.5パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え(以下「請求5(3)」といい、請求5(1)ないし(3)を併せて「請求5」という。)。6(1)(原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く原告らにつき請求5(1)と予備的併合関係で、かつ、次のアとイとの間では単純併合の関係にある請求)

ア 原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く各原告が申告納付した平成12年4月1日に開始する事業年度に係る事業税が過大申告であったとして同各原告に対応する別紙3(g)欄記載の各日に行った各更正請求に対し、被告東京都知事が平成13年8月30日付けで同各原告に対してそれぞれした「理由がないと認め、更正しないことにした」旨の各通知処分を取り消す(以下「請求6(1)ア」という。)。

イ 被告東京都は、原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く各原告に対し、それぞれ同各原告に対応する別紙3(e)欄記載の各金員並びに同各金員のうち同各原告に対応する別紙3(c)欄記載の各金員に対する別紙3(j)欄記載の各日から支払済みまで年4.5パーセントの割合による各金員、及び同各原告に対応する別紙3(d)欄記載の各金員に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え(以下「請求6(1)イ」という。)。

(2) (原告三菱信託銀行につき請求5(2)と予備的併合関係で、かつ、次のアとイとの間では単純併合の関係にある請求)

ア 原告三菱信託銀行が申告納付した平成12年4月1日に開始する事業年度に係る事業税が過大申告であったとして別紙3(g)欄の(旧三菱信託銀行分)欄及び同(g)欄の(旧日本信託銀行分)欄記載の各日に行った各更正請求に対し、被告東京都知事が平成13年8月30日付けで原告三菱信託銀行及び訴訟承継前第277号事件原告日本信託銀行株式会社に対してそれぞれした「理由がないと認め、更正しないことにした」旨の各通知処分を取り消す(以下「請求6(2)ア」という。)。

イ 被告東京都は、原告三菱信託銀行に対し、46億1937万4900円並びにうち37億0081万6600円に対する平成13年10月7日から、うち7億1855万8300円に対する同年10月13日からそれぞれ支払済みまで年4.5パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え(以下「請求6(2)イ」という。)。

(3) (原告ユーエフジェイ銀行につき請求5(3)と予備的併合関係で、か つ、次のアとイとの間では単純併合の関係にある請求)

ア 原告ユーエフジェイ銀行が申告納付した平成12年4月1日に開始する事業年度に係る事業税が過大申告であったとして別紙3(g)欄の(旧三和銀行分)欄及び同(g)欄の(旧東海銀行分)欄記載の各日に行った各更正請求に対し、被告東京都知事が平成13年8月30日付けで訴訟承継前第265号事件原告株式会社三和銀行及び訴訟承継前第268号事件原告株式会社東海銀行に対してそれぞれした「理由がないと認め、更正しないことにした」旨の各通知処分を取り消す(以下「請求6(3)ア」という。)。

イ 被告東京都は、原告ユーエフジェイ銀行に対し、95億8595万0800円並びにうち65億0885万9500円に対する平成13年10月11日から、うち28億7709万1300円に対する同年10月13日からそれぞれ支払済みまで年4.5パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え(以下「請求6

- (3) イ」といい、請求6(1) ないし(3) の各ア及びイを併せて「請求6」という。)。
- 7 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 8 仮執行宣言

(被告ら)

- 1 (本案前の答弁)
- (1) 原告らの請求1ないし4に係る訴えをいずれも却下する。
- (2) 請求1ないし4に係る訴訟費用は原告らの負担とする。
- 2 (本案の答弁)
- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- (3) 請求5 (1) ないし(3)、請求6 (1) ないし(3) の各イにつき、仮執行免脱宣言

第2 事案の概要

1 法令の定め

- (1) 地方税法72条の12は、法人事業税の課税標準を、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の事業については各事業年度の所得及び清算所得によると規定し、同4業種(以下「例外4業種」という。)を除き所得課税としているが、その一方で、地方税法72条の19は、同4業種以外の事業についても、事業の情況に応じ、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とを併せて用いることができる旨規定する(以下、各事業年度の「所得及び清算所得」以外の課税標準を「外形標準」といい、外形標準を用いた課税を「外形課税」又は「外形標準課税」という。)。
- (2) 地方税法72条の22第9項は、同法72条の19によって所得及び清算所得以外の課税標準を用いて事業税を課する場合における税率は、所得及び清算所得を課税標準として同法72条の22第1項、2項、6項及び8項の税率による事業税の負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない旨規定する。
- 2 前提事実(次の事実は、括弧内に認定根拠を掲げた事実のほかは、当事者間に 争いのない事実である。)

(1) 原告ら

ア 原告日本興業銀行を除くその余の原告ら及び次のイないし工の各合併による訴訟承継前原告らは、それぞれ銀行法4条1項に基づく免許(銀行法平成10年法律第131号附則2条1項参照)を受けた銀行であり、原告日本興業銀行は、長期信用銀行法4条1項に基づく免許(長期信用銀行法平成10年法律第131号附則2条1項参照)を受けた長期信用銀行である。

イ 商号変更前の第266号事件原告株式会社住友銀行は、平成13年4月1日、 商号を「株式会社三井住友銀行」に変更し、同月2日、訴訟承継前第261号事件 原告株式会社さくら銀行を吸収合併した。したがって、原告三井住友銀行は、同日 をもって訴訟承継前第261号事件原告株式会社さくら銀行より、同銀行の一切の 権利義務を承継した。

ウ 原告三菱信託銀行は、平成13年10月1日、訴訟承継前第277号事件原告 日本信託銀行株式会社及び訴外東京信託銀行株式会社を吸収合併した。したがっ て、原告三菱信託銀行は、同日をもって訴訟承継前第277号事件原告日本信託銀 行株式会社より、同社の一切の権利義務を承継した。

エ 商号変更前の第265号事件原告株式会社三和銀行は、平成14年1月15 日、商号を「株式会社ユーエフジェイ銀行」に変更し、同日、同銀行を存続会社と して、訴訟承継前第268号事件原告株式会社東海銀行と合併した。したがって、 原告ユーエフジェイ銀行は、同日をもって訴訟承継前第268号事件原告株式会社 東海銀行より、同銀行の一切の権利義務を承継した。

被告ら

被告東京都は、本件条例を制定した地方公共団体である。

被告東京都知事は、被告東京都の長であり、地方自治法16条2項に基づき本件 条例を公布した者であり、かつ、本件条例に基づき事業税に係る更正・決定を行う 権限を有する者(本件条例16条1項及び2項)である。

本件条例の審議・制定 (3)

被告東京都知事は、平成12年2月7日、東京都庁での記者会見において、後 記(5)の外形標準課税の構想による本件条例の案を平成12年東京都議会第1回 定例会に提案する旨発表した。

被告東京都知事は、同月23日開会の東京都議会第1回定例会に本件条例の議 案(第206号議案)を提出し、同議案は、同月29日から同年3月2日までの 間、東京都議会本会議で審議された。

同年3月22日には、東京都議会財政委員会において、本件条例案について集 中審議が行われ、同委員会は、同月23日、本件条例案につき採決をし、委員全員 の賛成で可決した。

東京都議会本会議は、同月30日、本件条例案につき採決をし、反対者1人を

除く賛成多数で可決した。 オ 被告東京都知事は、同年4月1日、本件条例及び東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例施行規則(平成12年東京都規則第2 60号)を公布し、本件条例は、同日施行された(本件条例附則1条)。

本件条例の趣旨

本件条例の趣旨は、地方税である法人事業税の課税標準について、地方税法72 条の19に基づき、同法72条の12の課税標準とは異なる課税標準の特例を定め ることにあると規定されている(本件条例 1条)。すなわち、被告東京都は、法人の行う「銀行業等」(本件条例 2条 1項)に対する事業税の課税標準を、各事業年度の「所得」(同法 7 2条の 1 2)から本件条例 2条 3項に定める「業務粗利益 等」(以下「業務粗利益等」という。)という外形標準に変更するべく、本件条例 を制定したものである。

本件条例の概要

本件条例は、本件条例2条1項に定める「銀行業等」(以下「銀行業等」とい う。)に対する法人事業税の課税標準を業務粗利益等とする外形標準課税(以下 「本件外形標準課税」という。)を規定している。ただし、その対象を、各事業年度の終了の日における「資金」(本件条例2条2項)の量が5兆円以上である銀行業等を行う法人(以下「銀行等」という。)に限定するとともに、平成12年4月 1日以後5年以内に開始する各事業年度分の法人事業税についてのみ適用すること としている(本件条例3条3項)。また、銀行業等に対する法人事業税の税率は、 原則として100分の3である(本件条例5条)

イ 本件条例における法人事業税の確定手続としては、確定申告納付制度が採用されており(本件条例9条1項)、本件条例の適用を受ける銀行等は、原則として、 各事業年度の終了の日から2か月以内に、当該事業年度の業務粗利益等及び事業税額等を記載した申告書を提出の上、被告東京都知事に対して法人事業税を納付しな ければならない(本件条例9条1項及び2項)。銀行等がかかる申告書を提出しな かった場合には、被告東京都知事が、調査によって、業務粗利益等及び事業税額を 決定する権限を有するとともに(本件条例16条2項)、銀行等が、申告書を提出 した場合であっても、業務粗利益等又は事業税額が被告東京都知事の調査と異なる 場合には、被告東京都知事が、これを更正する権限を有する(本件条例16条1

項)。

(6) 本件条例に基づく課税

ア 原告三井住友銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く原告ら、前記(1)イ及びエの各商号変更前の原告ら並びに前記(1)イないしエの各合併による各訴訟承継前原告ら(以下、これらを併せて「当初原告ら」といい、その個々の者を「各当初原告」という。)のうち、原告日本興業銀行を除くその余の者は、前記(1)のとおりいずれも銀行であり、本件条例2条1項1号の定める銀行法その他の法律の規定によりその業務を行っている者であって、原告日本興業銀行は、前記(1)アのとおり長期信用銀行であり、本件条例2条1項2号の定める長期信用銀行法の規定によりその業務を行っている者であって、平成12年3月31日の時点で当初原告らにつき本件条例2条2項の定める「資金」の量は、別紙4「資金量一覧表」記載のとおりであり、いずれも5兆円以上であった。

イ 当初原告らは、それぞれ、平成12事業年度分につき、「本件条例が違憲・違法であることを主張して係争中であり、今回の納付申告により本件条例の合憲性・適法性を認めるものではない旨を念のため付記する。」との留保文言を付して、本件条例に基づき計算された事業税額(以下「既納税額」という。)を被告東京都に申告納付した(甲152の1ないし21)。

各当初原告について、平成12事業年度につき申告納付した各既納税額は各当初原告に対応する別紙3(a)欄各記載のとおりであり、各納付日は各当初原告に対応する別紙3(f)欄各記載のとおりである。

応する別紙3(f)欄各記載のとおりである。 また、各当初原告について、地方税法72条の12に従い事業税の課税標準を 「所得」として従来の税率で税額を算出すると、各当初原告に対応する別紙3 (b)欄各記載の旧基準税額となる(甲101)。

ウ 各当初原告は、それぞれ、上記各申告納付後直ちに、各当初原告が申告納付した平成12年4月1日から開始する事業年度(以下「平成12事業年度」という。)に係る事業税が過大申告であったとして、被告東京都知事に対し更正の請求を行った(甲153の1ないし21)。これに対し、被告東京都知事は、平成13年8月30日付けで、各当初原告に対してそれぞれ「理由がないと認め、更正しないことにした」旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)を行った(甲154の1ないし21)。各当初原告について、各更正請求日は各当初原告に対応する別紙3(g)欄に、前掲「理由がないと認め、更正しないことにした」旨の通知処分のされた日は各当初原告に対応する別紙3(h)欄にそれぞれ記載のとおりである。

3 争点

(1) 請求1ないし4に係る訴えの適法性(争点1-本案前の争点)

ア 請求1は被告東京都に対し、請求2は被告東京都知事に対し、それぞれ本件条例の無効確認を求める請求であるところ、被告らは本件条例が抗告訴訟の対象としての処分性及び原告適格を欠く旨を主張し、また、被告東京都は請求1につき被告適格を欠く旨主張する(争点1のア[請求1及び2に係る訴えの適法性])。 イ 請求3は、被告東京都知事に対し本件条例に基づく更正処分及び決定処分の差

イ 請求3は、被告東京都知事に対し本件条例に基づく更正処分及び決定処分の差 止めを求める無名抗告訴訟としての予防的不作為訴訟であるところ、被告東京都知 事は、その無名抗告訴訟としての適法要件を欠く旨主張する(争点1のイ[請求3 に係る訴えの適法性])。

ウ 請求4は、被告東京都に対する当事者訴訟又は民事訴訟としての本件条例に基づく租税債務の不存在確認請求であるところ、被告東京都は、訴えの利益を欠く旨主張する(争点1のウ[請求4に係る訴えの適法性])。

(2) 本件条例の適法性・有効性(争点2-請求1ないし6の本案の争点)

原告らは、本件条例が憲法14条、31条、94条、地方税法72条の19、72条の22、6条2項に反して違憲・違法であるから本件条例は無効である旨主張し、被告らはこれを争う。

(3) (請求5の誤納金返還請求部分につき) 本件通知処分の有効性並びに誤納金及び還付加算金額(争点3)

原告らは、本件条例は違憲・違法・無効であるから本件通知処分の瑕疵も重大かつ明白である旨主張し、誤納金の還付及び還付加算金の支払を求めるのに対し、被告東京都はこれを争う。

- (4) (争点3につき消極の場合、請求6の過納金返還請求部分につき)本件通知 処分の取消事由の有無並びに過納金及び還付加算金額(争点4)
- (5) (請求5又は請求6の国家賠償請求部分につき)被告東京都の責任原因(争

点5)

原告らは、本件条例の公布行為及び制定に関係する一連の行為は違法であり、同公布行為をした被告東京都知事、制定に関連する一連の行為をした被告東京都知事ほか被告東京都の職員、都議会議員には故意・過失がある旨主張し、被告東京都はこれを争う。

(6) (請求5又は請求6の国家賠償請求部分につき)原告らの損害(争点6) 4 当事者の主張(別紙5)

上記の各争点に対する各当事者の主張は、別紙5「当事者の主張」のとおりである。

第3 争点に対する判断

1 争点1 (請求1ないし4に係る訴えの適法性) について

(1) 請求1及び2について

ア 本件において、請求1及び2が、その請求の趣旨のとおり、全く一般的に本件条例が無効であることの確認を求めるものであるならば、同各請求に係る訴えは、いずれも具体的争訟性を欠き、その訴訟形態の如何を問わず、いずれも不適法なものである。すなわち、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られ、このような具体的な紛争を離れて、裁判所に対して抽象的に法令の有効・無効の判断を求めることはできないのであるから(最高裁判所昭和27年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783頁、最高裁判所平成3年4月19日第二小法廷判決・民集43巻8号889頁、最体的争訟性を欠く訴えは不適法といわざるを得ないのである。

イ 原告らは、本件条例は、まさに大手銀行という特定の者に対する課税処分ないし行政処分そのものである旨主張するが、本件条例が施行されても、それだけ件条例を含む特定の者に具体的な納税義務が当然に発生するものではくは決定の側の課税要件を充足した納税義務の申告又は行政庁の更正処分若しくは決定では決定し、具体的な相税権利義務となでは決定でよりに行為により具体化された権利義務ないし法律関係を受けるるでは、本件条例の無効確認を求めるというのでは、本件条例の調用を受けるでは、のよるというのでは、本件条例上の課税要件へのがよいう抽象的な関係を問題とするにすぎないから、結局のところ、審査を出るという当事とは、本件条例の一般的・抽象的憲法ないし法律関係の存とに対して、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存に関するに対象を対象としているものと認めることはできず、原告らの上記主張には由がない。

また、原告らは、本件条例の制定自体により損害を被ったとして、これを理由に 本件条例が抗告訴訟の対象となる行政処分性を有する旨主張するが、行政主体や行政庁の何らかの行為により損害を被る者があったとしても、そのことのみによって 当該行為が行政処分であることにはならないのであって、当該行為が損害を受ける 者の法的地位に直接的かつ具体的な影響を及ぼす場合に、はじめて当該行為が行政 処分性を有するものとなるのである。このことは、行政主体等の事実行為たる不法 行為により法的地位に影響を受けずに単に事実上損害を被る者があった場合に、 該事実行為が行政処分となるわけではないことを考えれば明らかである。そして、 原告らの主張する損害は、いずれもその繰延税金資産の減少に端を発するものであ るところ、これが本件条例制定自体による直接的な効果として具体的に発生するな らば、本件条例もまた行政処分性を有することとなるが、繰延税金資産が減少する のは少なくとも本件条例の適用を受けて事業税の負担をすべき者に限られるとこ ろ、本件条例が制定されただけでは原告らがその適用を受けるとは確定しておら ず、適用を受ける可能性があるにすぎないことは上記のとおりであり、原告らが主張する損害は、いずれもこの可能性の存在という事実状態に基づくものにすぎない のである。したがって、この点の原告らの主張も理由がない。 ウ さらに、原告らは、第二種市街地再開発事業の事業決定に行政処分性を認めた 最高裁平成4年11月26日第一小法廷判決(民集46巻8号2658頁)を引用 し、中間段階の行為が条例制定行為のような、一見すると一般的な処分であって 当該中間段階の行為による効果が、利害関係人の権利にどのような変動が生ず るかがある程度具体性をもって予測される場合については、なお処分性が肯定され

る場合があるとして、本件においても行政処分性が認められると主張する。 もとより、上記最高裁判決の事案は、租税に関するものでもなければ、条例の効 力が問題となったものでもないから、租税に関する本件条例が抗告訴訟の対象とな るか否かという争点にとっては、正に事案を異にするものといわざるを得ないが、 この点を措くとしても、上記最高裁判決は、「再開発事業計画の決定は、その公告 の日から、土地収用法上の事業の認定と同一の法律効果を生ずるものであるから (同法26条4項)、市町村は、右決定の公告により、同法に基づく収用権限を取得するとともに、その結果として、施行地区内の土地の所有者等は、特段の事情のない限り、自己の所有地が収用されるべき地位に立たされることとなる。しかも、 この場合、都市再開発法上、施行地区内の宅地の所有者等は、契約又は収用により 施行者(市町村)に取得される当該宅地等につき、公告があった日から起算して30日以内に、その対償の払渡しを受けることとするか又はこれに代えて建築施設の 部分の譲受け希望の申出をするかの選択を余儀なくされるのである(同法118条 の2第1項1号)。そうであるとすると、公告された再開発事業計画の決定は、施 行地区内の土地の所有者等の法的地位に直接的な影響を及ぼすものであって、抗告 訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。」と判示したもの で、この判示からすれば、同最高裁判決が、第二種市街地再開発事業の事業計画決 定に行政処分性を肯定したのは、①事業計画決定が土地収用法20条の事業認定と 同一の効果を持つことから、市町村が収用権限を取得するとともに、その結果とし て、施行地区内の土地所有者等が、自己の土地を収用されるべき地位に立つこと ②施行区域内の土地所有者等が公告の日から30日以内に地区外に転出するか、建 築施設の譲受け希望の申出をなすかの選択を余儀なくされる効果等があるからであり、すなわち、公告された再開発事業計画の決定が、施行地区内の土地の所有者等 の法的地位に直接的かつ具体的な影響を及ぼすものであることから、同決定が抗告 訴訟の対象となる行政処分に当たると判断したものと考えられる。

これに対し、本件においては、前記イのとおり、本件条例が施行されても、それ だけでは原告らを含む特定の者に具体的な納税義務が当然に発生するものではな く、本件条例の課税要件を充足した納税義務者の申告又は行政庁の更正処分若しく は決定処分によって納付すべき税額が確定し、具体的な租税権利義務関係となるのであり、繰延税金資産の減少もまた本件条例による事業税を負担すべきことが確定 して初めて生ずるものであるから、本件条例の施行により、直接的かつ具体的に原 告らの権利・義務が形成され、あるいはその範囲が確定されるものでないことは明 らかである。したがって、本件条例の施行については、本件条例の規定に基づく原 告らの申告又は行政庁の具体的な処分を待たずに、本件条例の施行そのものによっ て、直ちに原告らの権利義務に影響を及ぼすものではなく、この点で、上記最高裁 判決の立場を前提としたとしても、本件条例の制定には処分性は認められないと解 するほかない。

なお、仮に、請求2が、本件条例の制定行為とは別個に本件条例の公布行為 そのものを独立の行政処分と捉え、当該公布行為のみの取消しを求める趣旨である としても、同請求に係る訴えはやはり不適法なものといわざるを得ない。すなわ ち、条例は、議会の議決によって成立するものであり、その成立した条例の内容を 住民に知らせるための表示行為が条例の公布であって、これにより条例は住民に対 し現実にその拘束力を発動させることとなるが、条例の公布行為自体は、既に一定の内容をもって成立している条例を周知させるために外部に表示する行為であって、条例の制定行為に対する付随的なものにすぎないから、条例の公布行為のみを 捉えて、これを抗告訴訟の対象とすることはできない。

(2) 請求1ないし4について 原告らは、本件において、請求1及び2の本件条例の無効確認請求のみなら 、請求3において本件条例に基づく事業税に係る更正処分及び決定処分の予防的 不作為請求を、請求4において本件条例に基づく租税債務の不存在確認請求をして おり、これらの請求態様及び原告らが「本件訴訟の対象たる紛争は、『法律上の争 訟』であり、かつ『紛争の成熟性』を有するので、他の訴訟要件を充足する限り、 本件の無効確認訴訟、更正処分・決定処分差止訴訟及び租税債務不存在確認訴訟の うち、少なくともいずれか一つは、現時点において訴訟提起をすることが適法とさ れなければなら」ない旨主張していることからすると、本訴の趣旨とするところ は、本件条例に基づいて原告らに対し事業税に係る更正処分等の何らかの不利益処 分が行われるのを防止するために、その前提である本件条例が無効であることを主 文又は前提問題についての理由中の判断としてあらかじめ確定しておくことにある ものと解せられる。

ウ これを本件についてみるに、本件条例によれば、本件外形標準課税は、平成12年4月1日以後開始する事業年度の末日における資金量が5兆円以上の銀行業等に適用されるものであり(本件条例3条1項及び3項)、さらに、資金量が5兆円以上であることのほか、課税標準となる業務粗利益等の総額や外国事業分の業務粗利益等の控除の有無及び算定、被告東京都分の業務粗利益等の算定根拠となる分割基準の算定等を経て具体的な租税法律関係が定まるべきものであり、本件条例の適用される5年間につき、原告らのすべてが本件条例の適用対象となるか否か、各原告につきどのような具体的租税法律関係が生ずるかについては、原告ら自らでなる。原告らのいずれについても、本件条例の適用さらには不利益処分としての更正処分又は決定処分等が行われることが確実であるとは必ずしもいい切れない。

では、原告らに対して本件条例が適用され、本件条例に基づく事業税を納付すべきこととなったとしても、原告らが本件条例の効力を無効と考えるなば、定場会があまが本件条例に基づいてする事業税の更正処分及び加算税の賦課決定処分を制度は原告らが申し立てた更正の請求に理由がないとの通知処分の効力を争う中で、条例の効力を問題とすれば足りるのである。原告らの主張する種々の損害はがあまりにも重大なものである。原告らの主張する種々の損害はがあるといった事情が認められない限り、同各処分の効力を争う訴訟等において場合においてもなお回復できない損害においては、原告らが本件において被告東京都に対して損害賠償請求を併合提起しるように、金銭賠償を求めることによって、その損害は補填されるものと考える必要とができるのであるから、あえて現時点において本件条例の無効を確定させるとができるのである。

工 原告らは、本件条例に基づく事業税の申告をしない場合には、被告東京都知事が本件条例に覊束される結果、原告らに対して更正処分ないし決定処分を行うことは確実であり、この場合、本件条例により「加算金」(本件条例20条)等が課されることになり、また、故意不申告罪が成立する場合には、それぞれ原告らの代表者等及び原告ら自身について、刑罰が課されることになり(本件条例14条)、このように加算金等が課され、また原告ら及びその代表者等に対して刑罰が科されるのように加算金等が課され、また原告ら及びその代表者等に対して刑罰が科される場合には、金融再生委員会により、原告らの免許が取り消され、又は業務停止等が場合には、金融再生委員会により、原告らの免許が取り消され、又は業務停止等が最近による可能性が十分に存在するのであり(銀行法27条、長期信用銀行法17条)、将来確実にされることになる違法な更正処分又は決定処分に伴うこうした損害は、原告らにとって回復し難い重大な損害である旨主張する。

しかし、当初原告らは、前記前提事実(6)のとおり、平成12事業年度に係る本件条例に基づく事業税につき留保文言を付した上で本件条例に基づく事業税の申告納付をしているのであって、原告らは、平成13事業年度以降についても、同様の申告納付をすることにより上記のような加算金の賦課や刑罰法規の適用、さらには免許の取消し等の行政処分を回避し、その上で更正の請求をし、本件通知処分のように更正の請求に理由がない旨の通知処分がされたときには同処分を争い、その中で本件条例の無効を主張することも可能であり、そうした今後の事業年度につい

ての申告納付による経済的不利益によって倒産の危機に直面するなど、本件の請求 5又は6のように不利益処分を待って本件条例の効力を争い事後的に誤納金又は過 納金の返還及び金銭賠償を求めたのでは回復し難い重大な損害を被るおそれがある 等の特段の事情の存在は、いまだこれを見いだすことができない。

原告らは、その主張に沿うものとして小早川教授・鑑定意見書を引用するが、同 鑑定意見書6頁においても、「現実に不利益処分が行われる前であっても、司法的 鑑定思見書り貝にのいても、「気大に「打画を力が「れたものでもしていても、」 介入を拒否する理由はない」とされるのは、「それが真に救済を必要とするものである限り」という条件を充たす場合に限定されており、原告らについては、上記の とおり事前の救済についての真の必要性があるとは認められない。この点につき 原告らは「本件条例の制定自体により、各種の不利益処分を回避する必要から、 本意ながらも本件条例に従った新基準税額の納付を行うために必要な莫大な資金を 調達しなければならず、原告らの企業活動にとって大きな制約となり、原告らの営 業活動に対する影響は多種多様に現われ、これら無形損害は甚大かつ広範に生じ、 仮に過誤納金還付請求が認容されたとしても、原告らに返還される金額は、各年度の過誤納金にとどまり、原告が現に被っているこれら甚大かつ広範な損害を填補するものでは全くなく、国家賠償請求にしても、『本件条例が制定されなかったとしたらあったであろう原告らの状態』を回復することは現実的には不可能であり、救済として全く不十分といわざるを得ず、今般の銀行業を巡る極めて厳しい我が国の経済環境からすれば、原本会話的に東条約な世界を得たしてする。 経済環境からすれば、将来金銭的に事後的な措置を得たとしても、原告らの救済と して時機を失することは明白である」旨主張する。しかし、新基準税額の納付のた めに資金調達コストが必要であるとしても、その範囲・程度と同コストが各原告の営業活動に及ぼす影響は、各原告ごとにも異なるものと考えられるが、原告らはその実態を個別具体的に主張立証しようとしない。確かに、原告らの営業は、その主 張するとおり「信用」に基づくものであるから、上記の点を個別具体的に主張立証 することは困難であると考えられるが、本件における原告らの主張立証は極めて抽 象的なものにとどまっており、これを前提とする限り、原告らの本件誤納金又は過 納金還付請求及び国家賠償請求が認容されてもなお原告らに回復し難い損害が生じ ているとまでは認められないし、ましてや、今後の事業年度についての申告納付による経済的不利益によって倒産の危機に直面するとは到底認められない。したがって、原告らのこの点に関する主張も理由がない。

オ よって、請求1ないし4に係る訴えについては、その訴訟形態を問わず、いずれも不適法なものであって、却下を免れない。

2 争点2(本件条例の適法性・有効性)について

(1) 争点2についての判断の位置付け

前記1に説示したように、本件条例の無効確認を求める請求1及び2に係る訴えはいずれも不適法であり、本件条例の無効を前提問題とする請求3及び4に係る訴えもいずれも不適法であり、したがって、請求1及び2の対象として又は請求3及び4の前提問題としては、本件条例の適法性・有効性について判断する必要はない。他方、請求5の誤納金還付請求又は請求6の通知処分取消請求及び過納金還付請求は、本件条例が無効であることを法律上の前提とするものであるから、以下においては、同各請求の前提問題として、本件条例の適法性・有効性について判断する。

(2) 事業税の沿革

本件条例は、前記前提事実(5)アのとおり、法人の事業税を外形標準を課税標準として課するためのものであるところ、法人の事業税ないしこれに類する税の歴史的沿革について、次の事実を認めることができる(甲83、甲84、乙1の4、乙6の3・4・7、乙7の35、公知の事実)。

ア 事業税の沿革は、明治11年に地方税規則により府県税として創設された「営業税」にさかのぼり、同税は、業種別の定額で納税義務を課すものであった。明治21年からは市町村がこれに附加税を課した。

イ 明治29年に、営業税法により国税としての営業税が創設された。この制度は、24の主要な業種の営業について、売上金額・従業員数等の外形標準により、課税を行うもので、府県及び市町村はこれに附加税を課す一方で、24の業種以外の営業に対しては、府県が営業税を課し、市町村がこれに附加税を課した。

ウ 大正15年に営業税法が廃止されて営業収益税法が制定され、営業税の課税標準は外形標準から純収益に改められた。

エ 昭和15年、地方税法(同年法律第60号)が制定され、国・地方を通ずる税制の全面的改正の一環として、国の営業収益税と地方の営業税とが、国税である営

業税に統一され、府県は、国からの還付を受けることとなった。

オ 昭和20年、敗戦後の民主化の流れの中で地方自治制度にも変革があり、その一環として、昭和22年、国税であった営業税が地方に移管され、道府県の独立税としての営業税となった。この営業税は純益に課税されるものとされたが、地方税法48条の3において、特別の必要がある場合においては営業税の課税標準に関しては営業の種類を限り内務大臣の許可を受け48条の規定による純益のほかその標準を併せ用い又は48条の規定による純益によらないこともできる旨の例外規定が置かれていた。

カ 昭和23年、地方税法が全部改正された際(同年法律第110号、以下「23年法」という。)、事業税が創設されて営業税は廃止された。この時の地方税法は65条において事業年度の所得を原則的な課税標準とした上で、69条1項前段において、現行の地方税法72条の19とほぼ同様に、「事業税の課税標準については、事業の情況に応じ、第63条第1項の所得によらないで資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは賃貸価格、土地の地積若しくは賃貸価格、従業員数等を標準とし、又は同項の所得とこれらの標準とを併せ用いることができる。この場合における賦課率は、命令で特別の定をなすものについてはその定により、その他のものについては、第67条の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように、これを定めなければならない。」と定めた。

この改正において、外形課税を設ける際の許可制が廃止され、内閣総理大臣への報告と、内閣総理大臣が不適当と認めた場合の地方税審議会による審査の制度が設けられることとなり、これに伴い、現行地方税法72条の22第9項と同一の「著しく均衡を失することのないように」という規定が、外形課税の限界を画する規定として設けられた。

キ 昭和24年の地方税法改正(同年法律第169号)において、外形課税が課せられる「例外業種」として、電気供給業、ガス供給業及び運送業(運送取扱業を含む。)が盛り込まれた。昭和24年5月7日衆議院地方行政委員会における地方税法の一部を改正する法律案に対する提案理由説明では、これらの業種においては「料金統制」が行われており、その統制料金の決定に際しては既に税相当額が織り込まれている旨の説明があった(甲83「240頁])。

「料金統制」が行われており、その統制料金の決定に際しては既に税相当額が織り込まれている旨の説明があった(甲83 [240頁])。 ク 昭和24年9月にシャウプ勧告(一次)(乙6の4)が公表された。同勧告は、当時の事業税につき、「事業税は消費者に轉嫁されないものとされているよう である。事業税が純所得に課せられているという事実は、事業主は全税額を負担す べきものであるという趣旨を示すにほかならない。純所得税というものは非轉嫁性 のものと考えられるのが普通である。」とみた上、 「都道府県が企業にある種の税 を課すことは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するた めに必要となって来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助すること は当然だからである。たとえば、工場とその労働者がある地域で発展増加してくれば、公衆衛生費は当然増大して来るのである。」との理由から、「従って、われわれは事業税の存続を勧告するものではあるが、それは次の二つの目的を達成するように改革すべきものであると考える。即ち、第一に、純益を課税標準として累積的に、対することを終分級和すること、第二に、財理機能を決ち、原籍をした。原籍を持ち、原籍を持ちらいる。 に圧迫することを幾分緩和すること、第二に、賦課徴税方法を一層簡易化し、原則として國税の賦課徴収の結果に依存しないようにすること。の二つである。最善の 解決方法は、單に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給與支拂額の合計に 課税標準を拡張してこれに税率を適用することである。右の課税標準を別な方法で 定義すると、それは全収入額から、資本設備、土地、建物等他の企業からの購入の 金額を差引いたものがそれである。この差引額は、原料等、他の事業から購入した ものの價値に、その企業が附加したところの額である。」と勧告した。この勧告に 基づき、新たに地方税法(昭和25年法律第226号、以下、昭和29年法律第9 5号による改正前のこの法律を「25年法」という。)が制定され(同法附則2条 で23年法を廃止)、「附加価値税」が創設された(同法23条ないし74条)。その課税標準は、附加価値、すなわち、法人の場合は、総売上金額からいわゆる必要経費等の特定の支出を控除した金額とされたが(同法30条4項、7項)、実施 時期は昭和27年1月1日の属する事業年度分以降等とされた。

その後、昭和25年9月にシャウプ勧告(二次)が公表され、それに基づき、昭和26年、附加価値を、控除法のみでなく加算法によっても算出することができる 旨の法改正がされた(昭和26年法律第95号)。

ケーシャウプ勧告に基づく附加価値税は、その実施が2度にわたって延期された後 (昭和27年法律第216号及び昭和28年法律第202号)、昭和29年の法改 正(同年法律第95号)により、遂に一度も実施されることのないまま廃止され、 それまでの事業税制度と特別所得税制度が統合され、現行の「法人事業税」の制度 が創設された。

附加価値税を廃止する理由については、改正案の立案担当者である自治庁税務部 長が同年3月8日の衆議院地方行政委員会において次のとおり説明している。

「理論的には、附加価値税は非常によろしいのであります、よろしいのだが、経 済の基礎が非常に浅いものだから千億にもなろうとする税金の賦課方法をかえると いたしますと、業界によって非常に重くなったり、軽くなったりいたします。この ような負担の激変を与えること、この激変に打ちかつためには、現在のわが国の産業界の基礎があまりに弱すぎるのではなかろうか。そういうようなものについては やむを得ず従前通りにしておくよりいたし方ないのではなかろうか。こういう考え 方が根本にあるわけであります・・・(中略)・・・しかしながらもうかれば府県 の経費を分担するけれども、損をすれば府県の経費を分担しないというような事業 税の姿は、これが国税でありました時代には、所得税を補完する性質の税として、 一応理論的にもうなずけるだろうと思うのでありますが、府県の独立税になった場合には、所得税の補完税という観念はとれないと思うのであります。やはり事業の 分量に応じて、府県の経費を分担するという考え方が事業税の中に織り込まれるべ きではなかろうかというふうに考えるのであります。そういう意味合いからは、や はり所得課税というものは必ずしも適当でないし、やむを得ず従来通り踏襲するだ けであって、やはり事業の分量に応じて経費を分担してもらうような課税方式の方が、府県税としての事業税にはふさわしいのだという考え方をとっておるのであり ます、従ってまた収入金額課税をやって来たものは、今後も収入金額課税をやってもらいたい。もし負担が重すぎるならば、税率の問題ではなかろうかというふうな 考え方に立ったわけであります。・・ (中略) ・・・現在におきましてもなお料金 統制が厳格に行われておる事業につきましては、収入金額課税を踏襲するというこ とにいたしたわけであります。」(第19回国会衆議院地方行政委員会議録第25 号11頁)同委員会の審議においては、事業税が応益的性格を有するとの前提に立 つ同部長の説明に対し、その前提と法案の内容との関係について疑義が示されたが、本会議においては、附加価値税は「今日の経済情勢から見てこの際これを廃 止」するとの改正趣旨が報告され、可決され、参議院においても同部長がほぼ同旨 の説明をして可決された(同会議録)第25号、第30号、第19回国会衆議院会 議録第34号、同国会参議院会議録第14号)

また、同改正においては、外形課税が課せられる例外業種に「生命保険業」が新 たに加えられた。これは、生命保険業は、利益を契約者に配当金として割り戻すた め、事業規模の割には課税上の純益が生じない事業構造になっているからであると された。また、運送業のうち、「地方鉄道事業及び軌道事業」以外は、所得課税と された。これらについて、自治庁税務部長は提案理由として、「生命保険業を新た に加えましたのは、現在は大部分相互保険の形態をとっておりますために、税務計 算上の利益が上って来ないと思います。利益が上って来れば全部契約者に割りもと してしまう。従って税務計算上の利益が上って来ないと思いますが、相当大規模に 事業活動をやっております。それならば事業活動の規模に応じてある程度の税金を 負担してもらいたい。それでは契約者に配当した、言いかえれば割りもどした部分は損金に見ない。益金にみなして行く方法もあるのでありますが、こういうことは 生命保険業が長くやって参りました経営方針に対しまして、大きな影響を与えるこ とになって参ります。課税方法が生命保険業の経営の妙味といいますか、そういう ものにつきまして特別な変更を加えるということにもなりまして業界も喜びません ので、そこで収入金額を課税標準として、生命保険業にも事業税を課するという方 式に改めることにいたしたわけであります。現在では生命保険業がほとんど事業税 を負担しておりませんが、こういう形式をとることによりまして、平年度 1 億 6 千万円程度の税金を納めることになるわけであります。そこに但書を加えておりますが、これは地方鉄道軌道整備法によりまして、全く採算の立たぬ鉄軌道であり、ほうっておけば解散してしまう。しかし国全体の見地から採算のとれないような鉄軌道なんだが、それを存続させて行かなければならぬ。こういうようなものにつきまりないだが、それを存続させて行かなければならぬ。こういうようなものにつきませた。 ます。採算の立たない鉄軌道を国全体の見地から、なお存続さして行くわけなので ありますから、料金統制が行われておりましても、転嫁を可能とするような料金の きめ方が事実上不可能であります。従いまして、こういうものにつきましてだけは 所得を課税標準とする規定を挿入することにいたしたのであります。」と説明した

(乙6の7 [182頁]、第19回国会衆議院地方行政委員会議録第25号)。 四和30年、外形課税が課せられる例外業種に、「損害保険事業」が新たに加 えられた(同年法律第112号)。昭和30年5月27日の衆議院地方行政委員会 における地方税法の一部を改正する法律案に対する提案理由説明では、損害保険事 業の場合、所得の相当部分を資産の運用による利益に求める構造となっているが、 法人税法の規定により、配当所得が益金に算入されず、法人税の課税標準たる所得 を課税標準とする事業税の課税が、損害保険事業について必ずしも適正を得ていな な課税標準とする事業税の課税が、損害保険事業について必ずしも適正を得ていな いからであるという説明がされた(甲84 [58頁]、第22回国会衆議院地方行 政委員会議録第12号20頁)。

また、同年6月20日の同委員会における審議において、政府委員として出席し た同改正法案立案担当者である自治庁税務部長は、外形標準課税はやめられないか との質問に対し、「事業税というものの性格を考えました場合には、所得を課税標 準とすることは本来の筋ではないのじゃないか、やはり付加価値的なもの、あるい は従業員数その他の外形的なものを課税標準に採用した方がいいのじゃないか、こういう考え方をしております。」(第22回国会衆議院地方行政委員会議録第24 号10ないし11頁)と答弁した。さらに、同部長は、「外形標準によって事業税を収入金額にかけるということを、どういうふうな基準で今後ともおやりになる考えであるか。」との質問に対し、「将来外形課税の範囲をどう広げていくとかいう ふうなことは、現在のところ考えていないわけであります。」とした上で、当時外 形課税の行われていた業種を三つに分類し、第一類型については、「国が料金統制 を行なっておる企業でありまして、しかもその企業が独占的な形態を持っている、・・・ (中略)・・・その料金が・・・ (中略)・・・必ず守られ得るものな ら、料金を決める場合に織り込まれたものだけは事業税として府県へ支払ってもらう、そうするためには売上金額の何パーセントを事業税とするというふうなきめ方をするのが、一番適当だと思われる」、第二類型については、「企業が相互組織を とっているものでありまして、生命保険業がこれに類すると思われます。相互組織をとっておりまするので、通常利益と思われるようなものが増加して参りまして も、これをすべて配当をしてしまいますと、自然税法上の利益というものは上って参りません。相当な規模で事業を行っておるにもかかわりませず、事業税を負担しないということになってしまう」、第三類型については、「損害保険業は、事業の性格からいたしまして、資産の運用によりまする収益というものを中心にして運営されてきってまるなります。 されて参ってきております。・・・(中略)・・・収益の大部分が配当所得なんで ありますけれども、配当所得が益金に算入されません。・・・(中略)・・・自然 生命保険事業に準じまして、収入金額を課税標準とするように今回改めたい」と説 明した(第22回国会衆議院地方行政委員会議録第24号15ないし16頁) 昭和32年(同年法律第60号)、地方鉄道事業及び軌道事業について所得課 税とされた。昭和32年2月28日衆議院地方行政委員会における地方税法の一部を改正する法律案に対する提案理由説明では、バス事業との負担の均衡を図るため であるとされた(甲84[575頁])

この結果、外形課税が課せられる「例外業種」は、電気供給業、ガス供給業、生命保険事業、損害保険事業の4業種となって、現行法に至っている。

(3) 現行の事業税の性格 ア 以上の法人事業税ないしそれに類する税の変遷によると、それらの税は、国税とされたこともあれば地方税とされたこともあり、また、課税標準が純益課税とされたことも、外形課税とされたこともあって、各時代における立法により事業税ないしそれに類する税の立法上の性格付けは変転しているものということができるが、その経過としては、明治時代の外形標準による営業税から純収益を課税標準とする営業税ないし営業収益税を経て、昭和23年に、現行法とほぼ同様の、原則として所得を課税標準とし、例外的に収入金額を課税標準とする事業税が創設された。

この制度の下で、シャウプ勧告がされたのであるが、同勧告は、事業税は純所得課税であって、事業主が事業の経費からではなく自らの所得から支払うものであるとの理解の下に、新たに異なった立法政策を採用し、これを附加価値税に改めるべきであるというものであった。すなわち、一般に、事業税を応益原則、すなわち、行政サービスへの対価とみる立場では、事業税は所得からではなく経費から支払われるべきものと考えられるのであるから、この勧告は、従来の事業税が応能原則によって課されていたものと理解した上、これを応益原則に基づく内容に変更すべきものとの立場に立つものである。

このような経緯からすると、25年法が採用した応益的な考え方は、事業税の賦課を正当化する理由ないしは制度の理想として所管官庁において維持されていたものの、これをそのまま税制に反映させることは納税者の能力を超えるものであったことから、これを廃止せざるを得なくなり、現実の税制としては、納税者の能力に応じた所得課税を基本とする制度を維持せざるを得なかったものということができる。

イ 以上のような経緯を前提として、現行の法人事業税についての定めをみるる。 、課税標準については、地方税法 7 2 条の 1 9 によ人の行う事業については、地方税法 7 2 条の 1 9 によ人の行う事業にを対して、 、地方税法 7 2 条の 1 9 によ人の行う事業にでいての事業には、 、地方税法 では、 、大大の世は、 、大大の世は、 、大大の世は、 、大大の一、 、大いの一、 、

したがって、現行の法人事業税は、応益課税の考え方による税制とすることが活法論としては望ましいとされながらも、現実的には元れが採用されないまま、存在に課税として存続し続け、所得税ないし法人税の附加税的なもして現実義のにして存続したものということができる(なお、被告らは、事業税がを禁じとして、機能してきたものをとき、法人税について附加税を課すると、強力を課すると、他の租税の税額を課税であると、法人税について附加税の税額を課税であると、活人税にして、他の租税の課税標準として課される租税という意味での原準として、とは、法人住民税に関する規定によるの、「附近、との法人税がの法人がの法の、ではないがら、同条にいう「附加税」にとの条がに、292条以下、292条以下のではないがら、同条にいう「附加税」を課代によるでの、との、との、とする、地方公共団体が法律に基づかないをも、にから、の、との、との、との関係がらしても、、の、対別の定めを置くことは、一般法に対対の関係がらしても、何ら禁じられるものではないから、被告らの主張は失当では、から、の、との関係がらしても、何ら禁じられるものではないから、被告らの主張は失当である。)。

現在、政府・与党内で、現行法人事業税を抜本的に改正して外形標準課税にする

ことの検討作業が行われているが(甲175、乙6の2、乙6の5、乙6の8、公知の事実)、これも現行の事業税が応能課税とされているための限界を認めつつ、 法律改正により応益課税化しようとしているものと理解することができる。

乙第1号証の4において、金子宏教授が、我が国の事業税の課税根拠については利益説の立場をとる見解が圧倒的に多いとしての現在の事業税制度は必応益課税の考え方に即した制度とはなっておらず、現行の事業税は応能課税と応益課税の別であり、しかも応能課税の要素のより強い混合を検討しているととがであるの表に従って仕組み直すべきる。77であり、ではなって仕組み直すべきる。77であり、では銀行の理解に沿う税 [総計]、浅野大ではよりに表しているができる。7月を掲げ、「担いの現行地方自治全集18・地方税 [則の一めるを対している。」とはよが、「担いの対に応じておけるであるということが今日の正なないいではないであるというには課税に当たって応益性を考慮することを表してはない。によりによって利益を受ける者にで、「なお、応益原則を考慮して決定するのも上記である。」としたにで、「なおを定めることを意味するのも上記理解に基づいて決定するのが原則である。」とするのも上記理解に基づいて決定するのが原則である。

ウ 以上のように現行の事業税について応能課税が原則となっているものと考えることは、租税の本質的な性質として応能原則があることにかんがみれば、むしろ当然のことといえる。

美濃部達吉博士は、「租税とは、國家又は地方公共團體が収入の目的を以つて其の統治権に基づき報償としてではなく一般人民から其の資力に應じて均等に徴収する金銭又は金銭的価格に於いての給付を謂ふ。」と定義し、その解説の中で、「租税は報償の性質を有しない。」、「租税は一般人民に対し其の資力に應じて均等に賦課するものである。」と述べている(美濃部達吉・日本行政法[下巻]1105頁以下)。

また、田中二郎博士は、「租税とは、国又は地方公共団体が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、これらの団体の経費に充てるための財力調達の目的をもって、法律の定める課税要件に該当するすべての者に対し、一般的標準により、均等に賦課する金銭給付である。」と定義し、その解説の中で、「租税は特別の給付に対する反対給付(報償)の性質を持たず、一方的に課徴されるものである。」、「租税は、法律の定める課税要件に該当するすべての者に対し、一般的標準により、均等に課税されるのを原則とする。すなわち、租税は、担税力に基礎を置く均等性の要請に応ずるものでなければならない。」と述べている(田中二郎・租税法「第三版」1頁以下)。

る(田中二郎・租税法 [第三版] 1 頁以下)。 そして、金子宏教授は、租税を「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」と定義し、その解説の中で、「租税は、特別の給付に対する反対給付の性質をもたない(租税の非対価性)。」、「租税は、国民(住民)にその能力に応じて一般的に課される点に特色をもつ。」と述べている(全子宏・租税法「第8版」9頁以下)

(金子宏・租税法 [第8版] 9頁以下)。 さらに、清永敬次教授は、「租税とは、国又は地方公共団体が、収入を得ることを目的にして、法令に基づく一方的義務として課す、無償の金銭的給付である。」と定義し、その解説の中で、「租税は、無償の金銭的給付である。無償ということは、租税がこれを負担する者に与えられるなんらかの利益と直接結びつかないものであることをいう。・・・もっとも、租税を公のサービスの利益の対価と見る考えいわゆる利益説)も一般的には成立しないわけではないが、租税を負担する個々の者とある特定の利益とを直接結びつけて観念することは困難であろう。」と述べている(清永敬次・税法 [第5版] 2頁以下)。

以上のような我が国の代表的な学者による租税の定義とその性質の説明からして、一般的に、租税は、そもそも国民の資力ないし能力に応じて課されるものであり、公共サービスの対価としての性質を有しないものと考えられているということができるのであって、その意味において、具体的な租税法令を解釈するに当たっては、特別な規定がない限りは、上記の租税の基本的性格にしたがって、応能原則により課税されているものと解釈をすべきであり、しかも、憲法14条の定める平等原則からすると、一般に租税は担税力に応じて負担させるべきものであって、担税

力との均衡を著しく失する課税には憲法上の問題も生ずるところであり、応能原則はこのことを課税法律関係において実質的に担保する働きを持つものということができるから、応益課税の考え方は、課税標準の選択等具体的な立法を根拠づける一つの要素にはなり得るとしても、法により定められた税の具体的な姿としては、明示的な立法がない限り、性質上当然に応益課税として純化された税というものは想定し難いというべきであって、そうした明文の規定がない場合に、解釈論において現存する税を純粋な応益課税によるものと解釈することは困難である。

エ 他方、神野直彦教授の論文である乙第1号証の7(ジュリスト1181号7 頁以下)は、本件外形標準課税は地方税法72条の19に基づいて導入可能であるとの立論をするものと解されるが、その全体的な論調は、立法論ないしはある社会としての法人事業税を説き、現状においては法人の所得を課税標準とする租税な法人住民税に加えて法人事業税が道府県税として二重に課税されるという異様な事態が生じているとの理解から、「窮余の一策」として地方税法72条の19による外形標準課税を行うことを是とするものであり、現行法に基づいて上記異常な事態を解決するとすれば同規定を用いるしか考えられないというにすぎないのであって、その必要性を強調するあまり、現行法の解釈としての領域を越えたものとが否めないが、その点を除いた現行法の位置づけについては、むしろ上記の説示に沿うものということができる。

なお、事業税に関する多くの文献が応益原則に言及し、その中には、所管官庁関係者の執筆するものを中心として、現行法もまた応益主義を採用しているかのように記載するものもあるが、これらには、所管官庁が理想とする法制が実現できなかった経緯からして、何とかこれを実現したいとの願望が無意識的にせよ込められている可能性がないとはいえないことに留意すべきであって、前記認定の経緯を客観的にみる限り、実定法としての地方税法は、事業税を応能課税を基本として定めているといわざるを得ず、このような法制の下では、応益原則は行政サービスを受ける者は税金もまた負担すべきであるといった程度の事業税を課することを正当化るための理由の一つとして機能しているにとどまると考えるべきである。

また、被告らは、本件条例の適法性の根拠として、東京高等裁判所昭59年2月 15日判決(判例時報1105号37頁[甲88]及びその原審である東京地方裁 判所昭和57年5月31日判決(判例時報1043号7頁[甲89]を引用する が、これらの裁判例は、個人事業主の事業税の課税標準の算定について、いわゆる みなし法人課税に当たり、事業主報酬を必要経費として控除することを認めないこ との違憲性が争われた事案に関するものであり、上記原審判決は、事業税の物税た る性質から事業主報酬は当然に必要経費に算入されるべきである旨の同事件原告ら の主張に対し、事業税の課税客体が事業であり講学上の物税に属すること及び課税 根拠が応益性の原則に求められる旨の同事件原告の主張を認めた上で、このことか ら直ちに事業税の課税標準算定に当たり事業主報酬が控除されなければならないこ とを意味するものではない旨判示したところ、これは、応益原則から一定の結論を 導き出しているものではない上、同判決がさらに「事業税の性格及び課税根拠から は、事業税の課税標準は、事業が受ける行政サービス等の受益量をより正確に反映 するもの、例えば、収入金額、資本金額、従業員数あるいは付加価値等の外形基準 によることが合理的とも考えられるのである。」と説示する部分は、当該事案の結 論を導く上で必要な部分ではなく、その後の事業税の沿革及び現行法が種々の見地から個人事業に対しては所得を課税標準とした経緯に触れていることからして、むしろ、個人事業について一切外形標準課税を認めない現行法を前提として、現行法 の解釈論を越えた一つの立法論の可能性を述べるにすぎないものと解される。さら に、上記控訴審判決においては、応益原則については直接触れることなく、事業税 が物税であるとする点についても、「講学上のいわゆる人税、物税の種類区分は必 ずしも明確ではない」とも説示しており、なおさら、現行の事業税が応益原則のみに基づくものであることを認めたものとはいえないのであって、これらの判決の説 示をもって被告らの主張を根拠づけることはできない。 さらに、被告らは、仮に地方税法72条の12が応能主義に基づく規定であると

さらに、被告らは、仮に地方税法72条の12が応能主義に基づく規定であるとすると、外形基準を用いる同法72条の19自体が全く不要とならざるを得ず、同法自体が自己矛盾を来すこととなると主張する。しかし、法定の例外4業種と同様に応能原則の観点からも例外的な取扱いをすべき「事業の情況」にあると認められる事業が特定の都道府県にのみ存在するときには、応能原則を採りつつ同法72条の19を適用して外形標準課税を行うことができるのであり、同条は、適用される機会は少ないものと予想されるとはいえ、このような事態を想定した規定というこ

とができるのであるから、地方税法自体が自己矛盾を来しているとはいえない。 (4) 地方税法72条の19の解釈

ア 以上の観点から、地方税法72条の19の規定をみてみると、法人については、原則として法人税法の課税標準である所得の計算の例によって算出した所得を 課税標準としつつ、例外4業種についてこのような所得を課税標準としていない理 由は次のとおりと考えられる。

次に、生命保険業及び損害保険業については、地方税法72条の14第5項及び6項によって定まる収入金額を事業税の課税標準としているが、これらの事業を行う法人は莫大な資金を投資して利益を上げるものの、その資金は基本的に保事を活力の保険料に由来するものであり、保険料納付者の期待に応えることによざる、はり立っている面があるため、これらの事業の利益の大部分を配当にいてはいる、そのため、税法上の保険事業の所得計算においず(のまたの、法人税法上の法人の利益においては、受取配当等が益金に算入されず(ので、法人税法上の法人の利益に対して特別な定めが置かれ、法人税法60条第123条)、第2に、契約者配当に関して特別な定めが置かれ、法人税法60条第123条)に規定する保険会社が各事業年度において保険契約者に対して分配する保険会社が各事業年度の所得の金額の計算上、では、各保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上での額に算入する。」と規定して、配当の支払額を原則として保険契約に、手での額に算入する。」と規定して、配当の支払額を原則として損金の額に算入するの額に算入する。とが表別である。その結果、これらの事業のでは大きく異なるものとなっており、その結果、これを指標とすることが事業により、表別の表別できない情できないは大きく異なるものとなっており、その結果、これを指標とすることがあるに、損金の控除を考慮しない収入を課税標準としているものと解することがある。

イ すなわち、これらの例外4業種について、その課税標準を定めるに当たっては、応能原則に基づいて所得を課税標準とすることにより適切な担税力の把握ができるか否かを検討し、当該事業の収益構造等の事業自体の客観的性格又は法律上特別の制度があることによって、所得を課税標準としたのでは適切な担税力の把握ができない場合に、外形標準を用いることとしたものということができる。

る大原則の一つである応能課税から脱却しておらず、その結果、条例による法人事業税の課税のあり方にも制約がされているものと解さざるを得ないのであって、この点に関する被告らの主張は、現行の地方税法72条の19の解釈としては採用できない。

ウ 以上の考察からすれば、地方税法72条の19は、例外4業種以外の事業について「事業の情況に応じ」て外形標準を用いることとする場合にも、応能原則に基づいて、所得を課税標準とすることにより適切な担税力の把握がる。具体的にである。具体的に基づいて、所得を課税標準とすることにより適切に反映しるの思想がある。は外4業種の場合に当該事業の収益構造よりの特別の制度の存在などの場合には、の場合には、原則が当該事業の担税力を適切に反映しない場合に、「事業の収益構造との特別の制度の存在などの表別になり、「事業の収益構造というである。すなわち、ここではいるでは、の時に反映しないものと当該事業の収益構造が表別の制度の存在など当該事業の情況といるである。事業の収益構造が表別の制度の存在など当該事業の間に行わた事業自体の場が担税力を適切に反映しないままが表別の情況を事業のの所得が担税力を適切に反映しないといると解するのが相当である。客観的性質に基づかない事態は含まれないものと解するのが相当である。

この観点からすれば、地方税法72条の22第9項が、いわゆる均衡要件として、同法72の19によって外形標準を用いて事業税を課する場合における税率が、所得及び清算所得を課税標準とする場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならないことを定めているのは、事業税は応能原則に基づいて所得を課税標準として課されるべきものであるから、たとえ例外的に所得ではなく外形標準を用いる場合であっても、原則である所得を課税標準とする場合の税負担と均衡を失することのないようにしなければならないことを規定したものと解される。

エ 甲第99号証において森信茂樹教授が、地方税法72条の19により外形標準課税をすることができるのは、所得基準では恒常的に税収が上がらないという点について制度的な特別の理由のある場合に限って、限定的に課税標準を変えることを容認したものであり、①所得計算を行うに当たって「法律による特別の規定」があること、②その結果、所得基準では事業規模に比較して「税負担が少なくなりすぎること」という二つの基準が備わった場合というように、極めて限定的に解釈されるべきであるとしていることや、甲第186号証において中里実教授が、同規定の事業の情況」とは「事業自体の客観的性質および特別の法制度上の理由による事業税負担の恒常的な過少性が存在する情況」を意味するものと解されるべきであるとしているのも、上記の説示と同趣旨をいうものと解される。

また、甲第85号証において、確井光明教授が、地方税法72条の19の外形標準課税の存在意義は、「外部から把握することのある課税標準を用いて、所得を直接には把握しないの簡易な外形的課税標準を用いて所得に間接的に接近するのと同じ結果をもして、所得を直接において、所得課税と同じ結果を大力の形式で実現する制度であると解し、19は所得を直接に把握することを要請するとの人工をである以上、当該規定は限定的に解釈されるべきであって、具体の自は、外形課税は、①外形課税によらねばならない必要性と、②当該外形は、「外形課税によらねばならない必要性と、②当該外形課税において、「推計の必要性」が要件と解されているのとパラレルに考えることができると一手はの合理性」が要件と解されているのとパラレルに考えるのも、アプローチは表ものの、その趣旨においては上記の説示と軌を一にするものと解される。

(5) 本件外形標準課税への当てはめ

ア 以上を前提に、本件外形標準課税が地方税法72条の19の要件を充たすものか否かを検討すると、まず、上記(4)ウに説示したとおり、当該事業につき所得を課税標準とすることにより適切な担税力の把握ができるか否かを第一に検討すべきところ、銀行業等については、所得を課税標準とした場合に事業の性質や法令上の制度の存在により適切な担税力の把握ができないことは何らうかがわれない。

被告らは、銀行業においてはバブル期よりも大きな業務粗利益を上げていながら 法人事業税をほとんど負担していない事態を「事業の情況」としているが、このよ うな事態は、バブル崩壊という一時的な景気状況を直接のきっかけとして生じたも のにすぎないし、原告らの中にも一部法人事業税を納めている銀行があることからもうかがえるように、個々の銀行のそれまでの業績の推移や経営者の手腕といった主観的事情によって左右されるものであって、銀行業自体が有する客観的情況とは 到底いい難いものである。

また、銀行業等の場合、貸倒れは必然的に伴うものであるから、貸倒損失分のリスクを見込んで貸出金利を高く設定することにより、客観的な事業の性格ないし構造として、事業存続のために十分な利益(所得)が得られようになっているものと認められ、貸倒損失を控除した所得こそがその担税力を示すものであって、この点では他の一般事業会社と異なるものではない(甲177、甲186[中里実教授・鑑定意見書])。しかも、銀行業等については、一般には統一的な経理基準により適正な記帳がされ監査等も実施されているのであるから、所得を捕捉するのに困難があるとか、所得が適正に算出されていないとはいえないことも明らかである。

したがって、銀行業等については、所得が当該事業の担税力を適切に反映するも のであり、原則どおり所得を課税標準とすべきであって、この場合に外形標準課税 をすることは許されないものというほかなく、銀行業等については、地方税法ファ 条の19が外形標準課税を許す「事業の情況」があるものとは認められないのであ って、本件条例は、同規定に反して違法であり、無効なものといわざるを得ない。 なお、被告らは、本件外形標準課税の選択につき課税自主権に基づく裁量権を 有する旨を主張する。しかし、憲法94条は、「地方公共団体は、・・・(中 略)・・・法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定し、地方税法2条は、「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」旨定めていて、地方公共団体は法律の定める範囲内でのみ自主課税権を行使できるにすぎない。そして、地方税法72条の19の解釈においては、前 記(4)ウに説示したとおり、例外4業種以外の事業について外形標準を用いるこ ととする場合には、当該事業につき所得を課税標準とすることにより適切な担税力 の把握ができるか否かを第一に検討し、所得が当該事業の担税力を適切に反映する ものである場合には原則どおり所得を課税標準とすべきであって、この場合に外形 標準課税をすることは許されず、所得が当該事業の担税力を適切に反映するものである場合になお外形標準により事業税を課税する裁量は一切認められていないものというほかなく、上記アのとおり、銀行業等については、所得が当該事業の担税力 を適切に反映すると認められるのであるから、銀行業等に対して外形標準課税を行 うことを許す裁量権は認められていないといわざるを得ない。したがって、この点 に関する被告らの主張は理由がない。

(6) 結論

よって、本件条例は、本来は外形標準を課税標準として事業税を課することのできる場合ではないのに、地方税法72条の19に反して、外形標準を用いて銀行業等に対し事業税を課することを定めた条例であり、憲法違反の主張等原告らのその余の主張について判断するまでもなく、違法なものであり、無効であるというほかない。

なお、条例は、行政処分と異なり、公定力を有するものではなく、しかも、本件のように、地方公共団体に与えられた権限を越えて、実体法規に違反した内容の条例を制定した場合には、そもそも公共団体の有する条例制定権を越えて違法に条例を制定したものといわざるを得ないから、このような場合には、当該条例がいかに適式な手続を経て制定されたものであっても、取消訴訟により取り消されるまでもなく、そもそも無効であるというほかない。

3 争点3 (本件通知処分の有効性等)及び争点4 (本件通知処分の取消事由の有無等)について

(1) 更正の請求に対する拒否処分が無効となる場合について

本件通知処分は、更正の請求に対する拒否処分として課税処分の一つであるというべきところ、課税処分に課税要件の根幹に関する内容上の過誤が存し、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請をしん酌してもなお、被課税者に同処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的事情のある場合には、その過誤が明白なものか否かにかかわらず、当該処分は当然無効と解するのが相当である(最高裁判所昭和48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁参照)。

(2) 本件通知処分の効力について

本件通知処分は、本件条例が有効であることを前提として同条例に基づいてされたものであるところ、本件条例が無効であることは前記2で判示のとおりであり、

租税法律主義にかんがみれば、課税処分においてその根拠となる法令が無効であることは、当該課税処分につきこの上ない極めて重大な瑕疵があるというべきであって、本件通知処分には、課税要件の正に根幹に関する内容上の過誤が存するというほかない。そして、一般に、課税処分が課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないことからすれば、本件通知処分については、上記瑕疵の重大性に照らし、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請をしん酌してもなお、被課税者に同処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的事情のある場合に当たるものというべきである。

よって、本件通知処分はその瑕疵が明白なものか否かにかかわらず無効であるというほかない。

(3) 誤納金返還請求について

そうすると、各当初原告の別紙3(a)欄記載の各既納税額は、無効な本件条例に基づいて算出され、納付されたものであり、これを是認した本件通知処分は不も無効であって公定力は生じていないから、同処分を取り消すまでもであるにとれては法律上の原因を欠いた利得であるから、各当初原告にとっては法律上の原因を欠いた利得であるから、各当初原告の平成12事業年度に係る旧基準税額と既納税額との差額は各当初原告の平成12事業年度に係る旧基準税額」であるというべきである。旧差額を誤納金としてその還付を請求することができるというべきである。旧基準税額は別紙3(b)欄記載の「旧基準税額」であると認められ、各原告にのと記載の各金額はそれぞれ誤納金に当たり、その額は、別紙3(c)欄にそれで和認過する各金額はそれぞれ誤納金に当たり、その額は、別紙3(c)欄にそれである。)から、原告らは、同誤納金の還付及びこれに対する還付加算金の支払を求めることができるものと認められる。

(4) 還付加算金請求の認められる範囲について

もっとも、原告らの誤納金還付請求に対する附帯請求である還付加算金の請求については、地方税法附則3条の2第3項及び同条1項に規定する特例基準割合が、平成13年中は年4.5パーセントであったが、平成14年中は年4.1パーセントとなったことが認められるため(乙6の20)、還付加算金の割合は、平成13年中の期間については年4.5パーセント、平成14年中の期間については年4.1パーセントとなる。したがって、原告らへの誤納金還付額に対する遅延損害金の請求のうち、平成14年1月1日から支払済みまでの分の還付加算金の支払を求める部分は年4.1パーセントの割合により同支払を求める部分に限り理由があり、その余の還付加算金の請求には理由がない。

(5) 争点 4 について

以上のとおり、本件通知処分については、上記(2)のとおり無効であると判断すべきところ、請求6は、争点3について本件通知処分が無効でないとした場合の予備的請求であるであるから、本件通知処分を無効と判断する以上、請求6については判断する必要がなく、同請求に係る争点4については判断をしない。

4 争点5 (被告東京都の責任原因) について

(1) 本件条例制定に至る事実経過

当事者間に争いのない事実、次の判文中に掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。 ア 平成11年夏ないし秋頃、被告東京都知事及び極く少数の被告東京都の職員が

ア 平成11年夏ないし秋頃、被告東京都知事及び極く少数の被告東京都の職員が 秘密裏に東京都の独自の銀行税構想を検討し始めた(争いがない)。

イ 同年11月以降複数回、全国銀行協会に対して匿名の投書が送付されてきた。 それらの投書は、東京都が銀行業のみを対象とする新税導入の準備を進めている事 実を告げ、「情報は一切公開する予定はなく、とにかく銀行業界に検討の余地や反 論の時間を与えないようにする極めて非民主主義的な手法が採られようとしてい る」、「あくまでも極秘裏に作業が進められている。来年2月の都議会定例会に条 例案が提出されるが、その公表は直前を予定しており、中身を十分明らかにすることなく可決成立させることを意図している。」、「タイムリミットはおそらく年内 いっぱいと思われる。」と、警告を発する内容であった(甲16ないし18、19 2の各1及び2)。

ウ 上記各投書の送付を受けた全国銀行協会は、同月下旬、銀行に対する新税導入 構想につき地方税を所管する自治省を訪問し、一地方団体による外形標準課税導入 の可否について確認したところ、自治省は、「今日の経済取引は、都道府県にまた がって行われており、外形標準課税を1つの地方公共団体が導入するのは事実上困難である。」、「仮にどこかの都道府県で外形標準課税の導入構想があるのであれば、自治省にも当然話があるはずであるが、現段階では、そういう話は全く聞いていない。」との回答であった(甲191)。

エ 平成12年1月初め、自治省が被告東京都の主税局税制課に銀行新税構想の有無を電話で問い合わせたところ、被告東京都の税制課は全面的にその構想を否定した(争いがない)。

オ 全国銀行協会は、同月17日、被告東京都の主税局を訪問して税制部長らと面談し、前記イの各投書を見せて銀行業だけを対象とする新税構想の有無を問い質した。これに対し、税制部長は、「そのような構想は検討していない。仮に外形基準を採用するとなれば条例を作らなければできない。」「この種の案件は、公開の場において議論していくものであり、いきなり明日から導入ということは全くあり得ない。」との回答を行い、銀行業に賦課する新税構想を全面的に否定した(争いがない)。

ない)。カーところが、被告東京都知事は、同年2月7日、臨時記者会見を開き、法人事業税について、大手金融機関を対象とする外形標準課税を導入する方針を発表したるの際、被告東京都知事は、「事前に情報が漏れると、キーキーいう人もでいるもののでは、銀行の反発もあるだろうから」、「実はここにいる柿沼局長も知ららずにきたことです。」、「今日まで全くその秘密裏にことを行ってきました。」と前の発言をし、さらに、この発表につき、「実はこことを行って、外形標準視のできたことに関し、被告東京都知事は、同年3月22日の都ましたけれども東京都のよりはございません。だからこそ、今に第一位で、「決して密室だけでものをするつもりはございません。だからこそ、大きでは、「決して密室だけでものをするつもりはございただいて、開かれたも、「決して密室だけでものをするのもりはございただいて、開かれた形は、「決して密室だけでものをするの発言につき、こちの6 [11]。

なお、被告東京都の主税局税制部長は、同年2月7日、全国銀行協会に電話をし、銀行業等に対して賦課する外形標準課税導入構想を事前に知っていたこと、及びこの構想を他言しないよう止められていたことを認めた。この電話の後、被告東京都は、全国銀行協会に対し、「銀行業等に対する外形標準課税の導入について」と題する本件条例案の簡潔な資料(乙4の2)を送付した(争いがない)。キ 全国銀行協会会長は、同日、被告らの外形標準課税導入の方針発表は極めて唐突であり絶対反対であるとのコメントを出した(争いがない)。

また、同月8日、本件条例の構想につき、経団連は、「唐突であり、容認できな い」とのコメントを発表し(甲21の3)、越智通雄金融再生委員長は、「課税の公平性の観点から問題がある。業務粗利益に3パーセントの税率で課税するのは極 めて過重な負担で、資本注入している銀行の返済能力にも著しい影響を与える。金 融行政当局としては到底容認できない。東京を中心に営業する銀行だけを目標にす ることは、他の道府県の金融業への課税とのバランスを欠く。」旨を述べ、堺屋太 一経済企画庁長官は、「いわば企業の人頭税のようなもので非常に慎重な取扱いが 必要だ。」と指摘し、保利耕輔自治大臣は、「都が財政上苦しくなっていることは 理解しないといけないが、税の導入はよくよく考えてやらないと後々問題も出てくると述べ、その他、宮沢喜一大蔵大臣、深谷隆司通産大臣、青木幹雄官房長官も、負担の公平や税の中立性、金融システムの安定など、慎重に検討すべきだとの見解 を明らかにした旨の新聞報道がされた(甲21の1及び2)。さらに、その直後か ら、高木勝・明治大学教授(甲19)、深尾光洋・慶応大学教授(甲23)、石弘 光・一橋大学学長(甲22)、加藤寛・千葉商科大学学長(政府税制調査会会長)、宮脇淳・北海道大学教授、本間正明・大阪大学副学長(田24) 林宮 宮脇淳・北海道大学教授、本間正明・大阪大学副学長(甲24) 、林宜嗣 • 関西学院大学教授(甲25)、水野忠恒・一橋大学教授(甲26)らの学者のほか、他府県知事、経済界等からも、本件条例の及ぼす悪影響や、銀行だけに課税することの不合理性が唱えられている旨の報道がされた(甲21の1ないし3、22ないし26、27の1、28、29)。同月14日には、小渕恵三内閣総理大臣なが、東洋院又第五号ので、「地大学は不信名別に其ばいては、東洋では、東京 が、衆議院予算委員会で、「地方税法では条例に基づいて外形標準課税を実施する 場合、所得による課税の負担と著しく均衡を失することのないようにしなければな らないと規定しており、この点について慎重な検討がなされる必要がある」旨答弁 した(甲30)

ク 被告東京都の主税局職員は、同月9日、同主税局を訪れた全国銀行協会企画部

長ほか2名に対し、本件条例案の内容を説明し、同月16日、本件条例案を全国銀行協会に送付し、同月28日にも、本件条例案に関する資料を同協会に送付した (争いがない)。

ケ 前記力の構想発表から1週間後の同月14日、本件条例案に対し、都議会の主流派である自民・公明両党が議員総会で賛成を決定し、民主・共産両党も賛成の意向を示し、3月30日の本会議では圧倒的多数の賛成で本件条例案が成立することが確実となった(甲30、31)。

一日本銀行総裁は、同年2月15日、記者会見において、被告らの外形標準課税 構想の発表直後から銀行株が急落した事実を指摘した上、「金融システムの破綻の 瀬戸際で、リストラを実行し大規模な構造改革に取り組む金融機関の経営に対し、 被告東京都の外形課税導入は悪影響を与えかねない」との重大な懸念を示した(甲 33、34)。また、自治省は、被告東京都との間で局長級協議を開き再考を促し たが、被告東京都側は外形標準課税導入を強調し翻意の余地を示さなかった(争い がない)。

サ 同月16日、都議会会議運営委員会に本件条例案が提示された(争いがない)。

シ 被告東京都知事は、同月18日、本件条例の問題性を主張する保利耕輔自治大臣との会談に関し、被告東京都知事は、記者会見で「話し合う余地はないし、小骨一本抜かない。」、「会うというなら会うが、結果として(保利大臣を)傷つけたくない。」と発言し、本件条例案を見直す意思が全くないことを強調した(争いがない)。

ス 保利自治大臣は、同月21日、被告東京都知事と会談し、大手銀行に対象を絞った新税案は不公平であり、所得による課税に比して著しく不均衡であるなどの窓念を伝えたが、その際、納税者となる銀行側への説明が不十分であり、極めてある旨を伝えた。しかし、被告都知事は再考要請を拒否した(争いがら、導入大力を唱えてきたところ、被告東京都は、同日に至って、ようやく全国銀行協会に対する意見交換会を開催した。しかし、全国銀行協会がそれまで出席を求めてかる意見交換会を開催した。もは、全国銀行協会がそれまで出席を求めてかるない。原告らは、本件条例案作成前の段階で新たな納税義務者となる原告らは、本件条例案作成前の段階で新たな納税義務者となる原告らは、本件条例案に対し、は、その後も、全国銀行協会は被告東京都に対し、同主税局長を交えた意見交換会を再三にわたって申し入れたが、被告東京都はこれを拒否した(争いがない)。

ソ 政府は、同月22日、本件条例に対する統一見解を閣議口頭了解として発表 し、被告東京都に対し、本件条例案の問題点が次のとおりの問題を孕むものである として慎重な対応を求めた(甲10)。

(ア) 銀行業という特定の業種のみに対して外形標準課税を新たに導入すること、資金量5兆円以上の銀行業等に対象を限定することに合理的理由があるか疑問がある。

(イ) 地方税法72条の19により外形標準課税を導入する場合には所得等を課税標準とする場合の「負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない」(地方税法72条の22第9項)とされており、この規定との関係において、本件条例案には疑問がある。

(ウ) 法人事業税の税額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入される (法人税法22条3項)こと等から、本件条例案によれば、実際上、今後、被告東 京都以外の地方団体の法人関係税及び地方団体全体の地方交付税原資が減少することになる。

(エ) これまで、政府税制調査会を中心に、47都道府県全てにおいて幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を導入することを検討している中で、被告東京都だけが独自に銀行業等という特定の業種について業務粗利益を課税標準として導入することが妥当か疑問がある。

(才) 日本経済の状況を考えると、金融システムの安定を確保することが喫緊の政策課題である。このため、金融機関の健全性強化のための自助努力に加えて、国としても公的資金を用い、最大限の取組みを行っているところである。今回の本件条例案は、こうした金融安定化策と整合性を欠くものである。本件条例案が実施されることとなれば、銀行等の自己資本の減少とともに、不良債権処理の遅延、経営健全化計画の履行及び公的資金返済への支障、金融再編への悪影響、金融機関間における競争条件の不均衡といった問題が生ずることが懸念される。また、世界の金

融センターを目指す東京金融市場に対する予見可能性、信頼性について、国際的な 疑念を招くおそれがある。

被告東京都知事は、同月23日開会の東京都議会第1回定例会に本件条例の議 案(第206号議案)を提出し、同議案は、同月29日から同年3月2日までの 間、東京都議会本会議で審議された(争いがない)。

政府税制調査会は、同月25日、被告東京都が本件外形標準課税導入方針を発 表したことを受けて、急遽、地方法人課税小委員会を開催した。同委員会は、大手金融機関に対象を絞ったことなど、本件条例には問題が多いとの認識で一致し、「1年ぐらいは納税者に議論を投げかけ、意見を聞くべきだ」など、被告東京都の

手続が性急だったことを批判する発言が相次いだ(甲40)

同月29日には、同調査会の総会において、本件条例の性急な条例制定手続に 批判が集中した。この総会では、被告らが唐突に銀行向けの課税を発表したことは 危険な大衆迎合主義である、などと厳しい批判が続出した(甲41)

被告東京都知事は、同日の東京都議会本会議での質問に答えて、本件条例につ き、「銀行に対してなぜ外形標準課税を行うかという理由でありますが、これは、 銀行業は十分な収益を得、既に二千億円を超える配当も行っておるにもかかわら 、不良債権処理の結果、都道府県の行政サービスの対価としての事業税をほとん ど負担しておらず、また、そうした状況が今後急に好転することは見込まれないこ と。そして、銀行業の税収は、バブル期には二千二百億円、現在は百億円程度と 極めて乱高下した不安定なものでありまして、応益課税としての事業税の機能を喪 失していることなど、銀行特有の事業の状況を踏まえ、地方税法の規定に基づいて 行うものであります。」などと述べた。 また、翌3月1日の同本会議においては、被告東京都の主税局長が、本件条例に

おいて課税標準を業務粗利益としたことについて、「業務粗利益は銀行の基本的業 務をすべてカバーした指標でありまして、一般企業でいえば、売上高から売上原価 を差し引いた売上総利益に相当いたします。銀行の事業活動の規模を適格に反映し た客観的な基準であるとともに、銀行の収益力に裏づけられた担税力も一定程度反 映をされております。」と述べた。

テ 東京都議会予算特別委員会において、同年3月13日、当時の杉田力之全国銀行協会会長、神野直彦東京大学教授及び糸瀬茂宮城大学教授が参考人として本件条 例案について意見陳述を行い、同月13日から同月16日までの間及び同月27 日、本件条例案は同特別委員会で審議された(争いがない)。

この委員会で杉田会長は、本件条例案と地方税法72条の19との関係につき 「地方税法72条の19では、事業の状況に応じ、課税標準の特例を設けることが できるとなっております。皆様ご承知のとおり、電気、ガス、生保、損保の4業種 できるとなっております。音様に承知のとおり、電気、ガス、生保、損保の4果種に対しては、40年以上の長きにわたり、収入金額が課税標準になっております。この理由は、電気、ガスについては、料金が認可制で低く抑えられていること、また、生保、損保については、所得の計算上、益金不算入とされる配当が、利益のうちの大きなウエートを占めていること、及び契約者への配当が、事業税の課税標準とした。 の計算上、損金の額に算入されること、こうしたことから、所得を課税標準とした場合、事業規模に比較して事業税が少なくなりすぎてしまうためとされております。 す。銀行業には、このような4業種にある事情は存在しておりません。ここでさらに重要な点は、この4業種は、そういった制度上、収益構造上の事業特性から、こうした課税標準を適用することが望ましいとの判断のもと、地方税法において明確に規定されているということであります。したがいまして、これらの業種以外の法 人に対して課税標準を変更するに当たっては、特例があるから何でもできるという ことではなく、誰から見ても納得できる、制度上、収益構造上の合理的な理由が必要なのではないかと強く思うわけでございます。果たして、都の掲げる事由は、この特例を適用するに足るものでありましょうか。都の説明によれば、銀行は、税収の特別を適用するに足るものでありましょうか。 動向が不安定であることや、繰越欠損金控除により今後も税収が見込めないこと等が銀行特有の事業の状況であるとしております。・・・(中略)・・・しかしながら、税収動向が不安定なのは、所得を課税標準とする現在の法人事業税そのものの特徴であり、銀行という事業に限った特徴ではございません。大手銀行と同程度 に、所得、すなわち税収が変動している業種は、他に幾つも存在しているのであり ます。都が説明するような収益の変動とは、事業の状況ではなく、むしろ経済の状 況というべきものであります。これをもって事業の状況と解するのは、まさに恣意 的といわざるを得ないのであります。」と指摘し(乙5の4、8頁)、神野教授は、本件条例案に賛成しながらも、立案の過程について「あえて苦言を申し上げれ

ば、このプランが作成されてくる過程でもって、課税される銀行業の方々の声に十分に耳を傾けられてきたでしょうか。そして、何よりも、決定するのは東京都民ですから、東京都民に、またその東京都民の代表者である皆様方に、決定のプロセスがオープンにされていたでしょうか。決定さえよければ、つまり、結果さえよければそれでいいというわけにはいかないだろうと思います。必ず決め方のプロセスというのは結果に含まれます。」と指摘した(乙5の4、10頁)。

また、同月14日の委員会においては、C主税局長が、所得課税は基本的には応能原則によるものであるから、地方税法は、事業税につき、応能課税である所得課税を使って、しかも応益課税であるとの擬制をしているとの見解を示し、銀行の業務粗利益が一般企業の売上総利益に当たるとの説明をくり返した(乙5の5、35百)。

ト 同月22日には、被告東京都知事が出席した東京都議会財政委員会において、 本件条例案について集中審議が行われ、同委員会は、同月23日、本件条例案につ き採決をし、委員全員の賛成で可決した(争いがない)。

ナ 同月30日、都議会議員全9会派中、1会派(1名)を除く、8会派(123名)賛成という圧倒的多数の賛成をもって、本件条例は可決成立した(争いがない)。

(2) 被告東京都の本件条例制定行為の違法性

被告東京都知事、被告東京都の主税局長以下本件条例の制定に携わった同主税局職員、東京都議会を構成する東京都議会議員は、本件条例の内容が、前記2のとおり、地方税法72条の19に反するにもかかわらず、それぞれ、本件条例の議案の立案行為、当該議案の東京都議会への提出行為、当該議案の議決行為及び本件条例の公布行為を行ったのであり、これらの行為は、地方公共団体の職員として違法な条例の制定により他人の財産権を侵害してはならない義務があるにも関わらず、これに違反して客観的に違法な内容の本件条例の制定に向けた一連の行為をしたものというべきであって、その結果、後記5のとおり、原告らに損害を与えたものというべきであって、その結果、後記5のとおり、原告らに損害を与えたものとめられるのであるから、これらの行為が、国家賠償法1条1項にいう違法性を有ることは明らかである。

本件条例制定の目的が税負担の公平性の確保及び都の安定的な税収の確保にあり、多数決による議会の議決を経て制定されたものであるとしても、その立案過程をは、条例に賛成する神野教授ですら指摘するように、課税される納税者の意見をして、のでは、条例に替成する議員にも立案過程を明らかにせずにされたという問題があるし、後記認定のとおり、条例案自体が十分な調査検討に基づくものではな存在して、後記認定のとおり、条例案自体が計算が表現である場合では、憲法94条のに問題がある上、そもそも地方自治体の条例制定権は、憲法94条によって大いに問題がある上、そもそも地方自治体の条例制定権は、憲法94条によってより、地方税を賦課徴収することができる。」(同法2条の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」(同法2条の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」(同法2条の定されている以上、同法に違反する条例を制定する裁量権がないことは明らよいの定めるというとは明らな、地方的であり、地方税を正されている以上、同法に違反する条例を制定する裁量権がないことは明らない。

(3) 被告東京都知事ほかの故意・過失

ア 本件条例は、地方税法72条の19に基づくものであるが、法的素養を有する者が同条とその引用する同法72条の12とを併せ読めば、同法72条の19にいう「事業の情況」とは、日常用語的な意味ではなく、例外4業種について例外的取扱いをする根拠となった事情に準ずるようなものに限定されるのではないかとの疑義を抱くのが通常であると考えられる。そして、この「事業の情況」についての解釈を行う法律家としては、そのような疑義が生じた以上、上記両条を中心とする事業税の立法の沿革に遡って調査を遂げ、その調査結果を踏まえ、両条の立法趣旨を理解した上でなければ、上記「事業の情況」の意義を確定し得ないとの態度を取るのが、専門家として採るべき途であると考えられる。

このような観点からすると、法律の専門家ではない被告東京都知事や都議会議員はともかくとして、都税に関する条例制定に関する事務を所管し、これらの者に的確な情報を提供すべき立場にある東京都主税局の担当者らは、その所管する地方税に関する法令の専門家として、上記のような調査を遂げて正確な情報を被告東京都知事及び都議会に提供すべき義務を有していたものと考えられる。

しかし、本件全証拠によっても、このような調査に基づいて条例制定の可否が論 じられた形跡はなく、本件における被告ら提出の証拠にも、前記両条制定時の国会 議事録が含まれていないことからすると、これらの調査が全く行われなかったか、 行われたとしてもきわめて不十分なものにとどまったと認めざるを得ず、東京都主 税局の担当者らには、この点において、十分な調査をせず被告東京都知事らに的確 な情報を伝えなかったことにつき、過失があったといわざるを得ない。

イ 特に、東京都主税局長は、都議会において、現行の事業税につき、所得課税という応能原則による課税が行われていることを認識しながら、あくまでこれが心意原則に基づくものと強弁し、かつ、銀行の業務粗利益が一般事業会社の売上総利益に相当するとの誤った説明を行い、都議会議員らの判断を誤らせるに至ったのであるから、これらについての過失が問われなければならない。すなわち、現に行の最もいる事業税の課税が応能主義によっていることを認識している以上、上記アの最にもかかわらず、法の明文に規定されていない応益原則によって本件条例が正当とされると考え、都議会においてもそのような説明をしたことは、所管局の責任者としては、ほとのど重過失に近い過失があったといればると思います。

以上のようなことは、会計や金融について専門的知識を有しない者でも通常の常識人であれば容易に想到し得るところであるから、その点につき誤った説明をした主税局長には、やはり重過失に近い過失があったというべきである。

ウ 被告東京都知事には、以上のような主税局長をはじめとする補助機関に対する 適切な指揮監督をしなかった点に過失があるといわざるを得ない。

ることなく、既に主流派により本件条例案に対する賛成が表明されていて、本件条例案の可決が確実視される状況において、本件条例の議案を都議会に提出し、可決された本件条例につき、地方自治法176条4項により法令に違反する議会の議決を再議に付すことなく本件条例を公布したのであるから、被告東京都知事には、補助機関の不十分な検討や誤った説明等を看過し、これに対する適切な指導監督をせず、違法な条例を成立させるに至らせたのであって、このような結果を招いたことに過失があったといわざるを得ない。

しかし、証拠(甲178)及び弁論の全趣旨によると、銀行各社が直近年度に行った配当のほとんどは、その原資を当該年度の利益とするものでは、従前立金を原資とするものであったことが認められるのである。これら来積が主とが認められるの年度における税引後利益を全額配当にまわすことなてられたりのは、のは、のは、のは、のであるが可能となるのであるがである。のは、のであるがである。との事項に対して、のは、ののような、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののは、ののののでは、ののののである。とのである。とのであるとは、ののののである。とのであるとは、のののであるとのであるとのである。というであるとのであるのでは、であるとのが、のの地にはいるのであるとのが、のの地に当たのであるがあるとのが、のの地に当たのであるがあるとのが、のの地に当たのであるがあるとのが、のの地にといる。

また、被告東京都は、全国知事会議の設置した「法人事業税外形課税実施問題研究会」が取りまとめた52年外形課税実施案で、法改正によらず、条例により外形課税を実施することが可能とされ、本件条例のような外形標準課税の導入については実務上容認されていた旨主張する。しかしながら、同実施案は、「全都道府県が統一して実施すること」を前提として外形標準課税実施案の作成を検討したものであって(乙7の24[127頁②])、本件のように一地方団体のみが単独で外形

標準課税を導入することを前提としたものではないし、同案においては、外形標準課税を導入するとしても、「主として製造業を行う法人に限定」しており(同証拠 「銀行業等」が外形標準課税の課税対象として適当であるとの報告ではな い上、同実施案は、昭和53年1月20日の協議の結果、「最近の異常とも見られ る深刻な不況にかんがみ、実施の時期に配慮を加える必要がある」等の理由によ り、結局実施を延期されているのであって(同証拠128頁)、同実施案における 検討を参照したとしても、本件外形標準課税が違法であると認識しなかったことを 正当化できるものではない。

さらに、本件外形標準課税については、前記のとおり閣議口頭了解が発表されて いるところ、被告東京都は、同了解の表現が「疑問がある」といったものにとどま り、違法であるとの指摘はない旨主張するが、憲法において条例制定権や法律によ り一定範囲の自主課税権が認められている地方公共団体に対し、政府が閣議の了解 との形式により統一見解を発表し、「合理的理由があるか疑問がある」等の指摘を行 うからには、その「疑問」はかなり深刻な問題点を指摘するものと捉えるべきであって、しかも、前記(1)ソ(イ)のとおり、本件条例案につき地方税法の関係規定との関係において本件条例案には疑問があると指摘されており、この点は法律上 の問題点の指摘にほかならず、全体として地方公共団体の有する憲法上の自治権に 配慮して「疑問がある」といった表現を用いたからといって、同指摘が何ら違法性 を指摘するものではないということは到底できない。

被告東京都の引用する、自治大臣による「直ちに違法とまでは言えない」との発 言についても、同発言のあった同じ地方行政委員会において、保利大臣は、「解釈の問題として非常に難しい問題だなと思って、東京都には、こういう点はいかがなものでしょうかと申し上げた経過があります。」、「私は、実はこれは法律に合っている。」、「私は、実はこれは法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」、「私は、実はこれば法律に合っている。」 ているのか合っていないかの判断というのは、日本の三権分立の思想でいきますれ ば、司法の判断、裁判所の判断ということになるのだろうと思います。」とも答弁 しており、同大臣の発言の一部を捉えて本件条例が適法であると認識したことを正 当化することはできないといわざるを得ない(なお、前記閣議口頭了解及び自治大 臣の発言は、いずれも本件条例と地方税法72条の19との関係には直接ふれてい ないが、これは、前記2(3) エのとおり、所管官庁である自治省が立法論としては事業税を応益原則に基づくものとすることが妥当と考えていることと無関係ではないと考えられるのであり、このこともまた同条の立法資料を検討すれば容易に看取できるところである。)。結局のところ、被告東京都知事ほか本件条例の制定に関与した被告東京都の際景とが、東によるのとなりなり、 関与した被告東京都の職員らが、真に上記のとおりむしろ少数といえる学者の意見 等に全面的に依拠して本件条例の制定関連行為を行ったのであれば、そうした行為 は著しく慎重さを欠くものといわざるを得ず、上記のとおり本件条例案につき種々 問題が指摘されていた状況にかんがみれば、本件条例の違法性を認識しながらあえ て本件条例の制定のための行為をしたものと評価することもやむを得ないというべ きである。

上記の被告東京都知事ほかの行為が、公権力の行使に当たり、その各職務を行 うについてされたものであることは明らかであるから、被告東京都は、原告らに対 し、国家賠償法1条1項に基づき、これら故意又は過失による行為に基づく違法な 本件条例の制定により原告らが被った損害の賠償をすべき義務があるというべきで ある。

争点6 (原告らの損害) について 5 繰延税金資産の減少について

証拠(甲203の1ないし22)及び弁論の全趣旨によれば、当初原告らは それぞれ、平成12事業年度3月期末において、本件条例案が都議会において可決 されて成立したことに基づき、税効果会計の適用により、繰延税金資産を再計算 し、各当初原告の繰延税金資産及び当期利益は、別紙6の各当初原告に対応する欄記載の額が減少した旨財務諸表等に記載したことが認められる。 イ(ア) 税効果会計とは、「貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合にお

いて、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等 を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会 計処理」をいい(財務諸表規則8条の11)、この税効果会計の適用により資産と して計上される金額を「繰延税金資産」という(同規則8条の12第1項1号)。 すなわち、企業会計上の「利益」は、「収益」から「費用」を控除することによって得られ、一方、税法上の「所得」は、「益金」から「損金」を控除することによ

って得られるが、企業会計上の収益・費用と税法の定める益金・損金は必ずしも-致しないため、企業会計上の「利益」と税法上の「所得」の間には差異が生じ得 この差異は、具体的には、企業会計上の収益・費用と税法の定める益金・損金 の範囲がそもそも異なることにより生ずる永久差異と、範囲は同じでも認識の時点 が異なることにより生ずる一時差異とに分けられ、具体的には、交際費・寄付金の 損金算入限度超過額、受取配当金の益金不算入額等は「永久差異」の例であり、 産評価損・貸倒損失等の税務否認額、減価償却費・引当金等の損金算入限度超過額 等は「一時差異」の例である。そして、これらのうち、永久差異については、そも そも企業会計上の収益・費用と税法の定める益金・損金の範囲が異なることから、 期間の経過によっても解消されることはないが、一時差異は、収益・費用又は益 金・損金として認識する時期が異なることにより生ずる差異にすぎないため、最終 的にはその差異は解消されることになる。例えば、貸倒引当金は、企業会計上は企 業が貸倒れによる損失が見込まれると判断した時点で「費用」として計上すること になるが、税法上は貸出先が倒産していること等の厳格な要件があり(法人税法5 2条、同法施行令96条参照)、この要件を充たしていない場合にはその処理が否認される。すなわち、企業会計上は「費用」として認められるものについても税法上は「損金」として算入することを認められないことがある。この場合、税法上貸 倒引当金の損金算入が否認された時点では、企業会計上の処理と税法上の処理に-時的に差異が生ずることになるのであるが、その後貸出先が倒産に至るとか債権放 棄等によって税法上貸倒引当金の損金算入が認容される時点になれば、最終的に企 業会計上の処理と税法上の処理の差異が解消されることになる。旧来の企業会計は、このような一時差異が生ずるにもかかわらず、これを無視して当期に納付すべき税額をそのまま税引前当期利益から控除していたのであるが、このような会計処理は当該期の企業の業績を適切に反映していないことから、一時差異にかかる税金 の額を適切な会計期間に配分して計上することとしたのが税効果会計である(甲1 59 [朝日監査法人・意見書])

(イ) 税効果会計に基づく具体的な処理としては、税務上の確定申告による要納付税額をそのまま企業会計上の税費用として計上するのではなく、一時差異等に係 る税金の額を加減することにより企業会計上の税引前当期利益に対する法人税等の 額を算出し、この額を税務上の確定申告による要納付税額が上回る場合には、その 差額は次年度以降の利益が負担すべき法人税等の前払分として、将来の期における 税金の支払額を減少させることから、「繰延税金資産」という勘定で貸借対照表上 に資産計上することになる。したがって、繰延税金資産は、将来の期における税金 の支払額を減少させる効果を有するものであり、「繰延税金資産の減少」は、将来 の期における税金の減額効果という経済的利益を受けられなくなることを意味す る。他方、税務上の確定申告による要納付税額が会計上の税引前当期利益に対する 法人税等の額を下回る場合には、当該下回る金額は次年度以降に支払うべき法人税等の未払分として、将来の税金の支払額を増加させることから、「繰延税金負債」 という勘定で貸借対照表上に負債計上することになる。繰延税金資産又は繰延税金 負債として計上される一時差異等に係る税金の額は、前払分の回収又は未払分の支 払が行われると見込まれる期、すなわち一時差異等が解消すると見込まれる期の税 率に基づいて計算されるところ、その税率としては、利益を課税標準として課され る税金の所得に対する負担割合を意味する法定実効税率(法人税率・住民税率・事 業税率を元に算出される、それらの税金の所得に対する負担割合をいう。乙2の 3、17項。)が使用される。そして、繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首 と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として、「法人税 等調整額」という勘定で損益計算書上に計上しなければならない(甲159「朝日 監査法人・意見書])

(ウ) ところで、税効果会計を採用した場合において、税法令の改正などにより税負担の変更があったときには、財務諸表に将来の法人税等の支払額に対する影響を適正に反映するという税効果会計導入の趣旨、及び商法の会計規制の重要な目的である適正な配当可能利益の計算を担保する必要から、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債につき、変更された税負担に基づく法定実効税率を算出して繰延税金資産の再計算を行うことが求められ(甲158 [神田教授・鑑定意見て繰延税金資産の再計算を行うことが求められ(甲158 [神田教授・鑑定意見 書]、3頁)、再計算により修正された差額は、損益計算書上、通常は税率変更に係る改正税法令が公布された日を含む事業年度の「法人税等調整額」に加減して処理される。

(エ) 税効果会計により計上される繰延税金資産及び当期利益は、各種の税のう

ち「利益に関連する金額を課税標準とする事業税」に限って計上されるものであるところ、本件条例が有効であるとすると、東京都における銀行業等に対する法人事業税の課税標準が平成12事業年度において従来の所得から外形基準である業務粗利益に変更され、業務粗利益は「利益に関連する金額を課税標準とする事業税」には含まれないから、法定実効税率の算出に使用される事業税に本件条例に基づく事業税を含めることはできず、その結果、当初原告らの法定実効税率は減少し、将来の税負担軽減額相当分として資産計上されていた繰延税金資産及び当期利益が減少することとなる。

することとなる。 ウ 原告らは、本件条例制定の結果、本件外形標準課税の対象となることが確実であった各当初原告が繰延税金資産の再計算による修正を商法32条2項、証券取引法193条及び財務諸表規則1条1項により強制的に要求され、繰延税金資産をそれぞれ各当初原告に対応する別紙6記載の金額だけ減少させることとなり、同額の損害を現実に受けた旨主張する。

しかしながら、本件条例は、前記2のとおり無効であるから、当初原告らに対して本件条例が有効に適用されることを前提とする当初原告らの繰延税金資産の減少は、客観的には生じなかったものというほかない。前記アのとおり、各当初原告は、その各繰延税金資産が別紙6の各当初原告に対応する欄記載の額だけ減少しまり、各当初原告に対応する欄記載の額だけ減少したという[事実が記載]されるのは、原告らの主張するとおり、とれて、という「事実が発生」した場合に、その「事実が認識」され、財産の減少が「財務諸表上に貨幣的に表現される」のであって、客観的に会社の繰延税金資産が減少したという事実が発生しなければ、いくら財務諸表においてその計と額が減少したとしても、同額の損害が発生したことにはならないのは明らかである。よって、繰延税金資産の減少自体を損害とする原告らの主張には理由がないというほかない。

他方、客観的には資産の減少が生じていないとしても、その事実に反して財務諸表上当該資産の計上額が減少し、さらには当期利益の計上額を減少したかのように記載することを余儀なくされる場合には、同記載により当該会社の信用低下等の損害が発生し得ることはいうまでもないし、当該会社はそのような一般取引界の認識を前提とした行動をとることを余儀なくされ、この面においても営業上無視し得ない損害を被ることがある。そこで、これらの損害については、項を改めて検討する。

(2) 信用低下及びそれによる営業上の損害 本件条例は、平成12年3月30日に少なくとも適式に成立し、同日の時点で 今後施行されることは確実であった上、これを無効とする公権的判断は下されてい なかったし、既に成立以前から、その内容や銀行の財務内容に与える影響について広く具体的に報道がされていたのであるから(甲24、34)、一般取引界においては、その時点において、本件条例が有効との前提の下にそれによって銀行の財務内容にどのような影響が出るかも見せがに認識し、この記述を言わる。 内容にどのような影響が出るかを具体的に認識し、その認識を前提として原告らに 対する評価を行っていたと認めることができる。そして、この時点における一般取 引界における上記認識の具体的内容は、その時点において本件条例が有効との前提 で繰延税金資産の再計算をした結果と一致するものと考えるのが相当であるから、 そのような行為をすべき義務ないし必要があったか否かにかかわらず、前記(1) アの原告らの財務諸表等への記載と一致するものと考えられる。そうすると、原告らは、これにより、純資産及び当期利益に関する原告らのいわゆる経営・財務指標 上も減益として消極的な評価を受けることになり、また、同様に、自己資本が減少 したかのように評価されることとなって、銀行経営の健全性を判断するための基準 である自己資本比率が各当初原告につき別紙8のとおり減少するとの評価を受ける こととなったと認められる(甲205及び206の各1及び2、甲207、弁論の 全趣旨)。経営・財務指標や自己資本比率(銀行法14条の2、長期信用銀行法1 7条参照)は、その会社の財務状態、経営の健全性等を表す指標であり、自己資本 が特定の銀行の安全性と健全性を表わす重要な指数であることは公知の事実であり、上記繰延税金資産及び当期利益の減少につき広く新聞報道もされたことが認め られる(甲168の1ないし3)から、当期利益や自己資本比率といった指標が悪 化したとの評価を受けることは、当初原告らの信用を著しく低下させたものと認め られる。

さらに、本件条例制定の結果、本件条例が公権的に無効であると判断されるまで の間は、別紙7記載のとおり、平成12事業年度以降の事業税負担の増加によって 将来の利益の減少が見込まれるかのような様相を呈することとなり、その額が決して小さいものとはいえないことから、各当初原告の債務返済能力に対する信頼である各当初原告の信用も低下したものと認められる(甲33、34)。

以上のように本件条例の制定により当初原告らの信用が低下したことは、非公開会社である原告みずほ信託銀行株式会社を除く各当初原告の株価が、本件外形標準課税の構想を発表した平成12年2月7日から同月15日にかけて、別紙11の1及び2記載のとおり、著しく下落したことが認められる(甲33、34、208ないし212、弁論の全趣旨)ことからも明らかである。 イ また、上記のように自己資本比率が低下(別紙8)したとの評価を受けること

イ また、上記のように自己資本比率が低下(別紙8)したとの評価を受けることにより、銀行業等を行う当初原告らの根幹的な収入源である「貸出」の余力が低下するとの営業上の損害も生じたものと認められる(甲207)。すなわち、自己資本比率を維持するためにリスク・アセットの上限額、低下する場合には、自己資本比率を維持するためにリスク・アセットの上限額、の結果、原告らは、一般取引界によって認識されているそれぞれの自己資本出限る率によっとすれば、その貸出余力低下分に相当する貸出を実行することが制限がは、当該貸出から得られる可能性のある利子収入につきこれを得られたであれ、当該貸出から得られる可能性のある利子収入につきこれを得られたである「利子収入」の最大額が減少することとなったものと認められる。証拠によりであると認められる。

工 他方、原告八十二銀行及び原告福岡銀行は、他の当初原告らとは財務内容が大きく異なっており、原告八十二銀行は、本件条例の制定による財務諸表上の繰延税金資産の減少額は2億3000万円で、貸出余力低下額に係る利子収入の減少上限額は2300万円にすぎず、本件条例が有効であるとした場合に増加することとる事業税額も5年間で1000万円と当初原告らの中でも極端に少ない。原告福岡銀行についても、本件条例の制定による財務諸表上の繰延税金資産の減少額は680万円と当初原告らの中では極端に少なく、貸出余力低下額にかかる利子収入の減少上限額についても800万円と当初原告らの中では極端に少なく、本件条例が有効であるとした場合に増加することとなる事業税額も5年間で4500万円と原告八十二銀行に次いで少ない。

また、原告みずほ信託銀行については、本件条例制定前において、その自己資本 比率が50.0781パーセントであり、その余の当初原告らの自己資本比率が ね10パーセント前後であるのと比較して極めて自己資本比率が高く、本件条例の 規定を前提として繰延税金資産及び当期利益が減少したとしても、その自己資本比 率は49.0321パーセントに低下するにすぎず、その結果、貸出余力低下額に かかる利子収入の減少上限額は1700万円と原告福岡銀行に次いで少ない上、 告みずほ信託銀行は、非公開会社であって、少なくとも投資家間における信用の低 下について他の公開会社である当初原告らと同列に論ずることはできない。これら の事情を考慮すれば、原告八十二銀行、原告福岡銀行及び原告みずほ信託銀行が本 件条例の制定により被った無形損害の金銭的評価はそれぞれ1000万円と認める のが相当である。

(3) 損害賠償請求についての結論

以上のとおり、原告八十二銀行、原告福岡銀行及び原告みずほ信託銀行を除くその余の各当初原告は、それぞれ1億円、原告八十二銀行、原告福岡銀行及び原告み

ずほ信託銀行は、それぞれ1000万円の各損害を被ったものと認められ、これらの損害は、被告東京都知事らによる違法な本件条例制定のための各行為に基づくものであるから、同各行為と各当初原告に発生した損害との間には相当因果関係がよるものと認められる。よって、各原告(各当初原告の損害賠償請求権を合併による承継した者を含む。)は、被告東京都に対し、国家賠償法1条に基づいて、それが被った損害の賠償を請求することができるというべきであり、原告八十二銀行、原告福岡銀行及び原告みずほ信託銀行を除くその余の各当初原告についてそれで、原告福岡銀行及び原告みずほ信託銀行についてそれがは1000万円及び同各金額に対する平成12年10月24日(本件訴状送達日の翌日)から民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める原告の請求は、いずれも理由があるものと認められる。第4 結論

よって、被告東京都知事に対する請求2及び3に係る訴え及び被告東京都に対 する請求1及び4に係る訴えはいずれも不適法であるからこれを却下することと し、請求5については、誤納金返還請求及び損害賠償請求として、被告東京都に対 し、①原告三菱信託銀行及び原告ユーエフジェイ銀行を除く各原告に対して、それ ぞれ同各原告に対応する別紙2(e)欄記載の各金員並びに同各金員のうち同各原 告に対応する別紙2(a)欄記載の各金員に対する別紙2(f)欄記載の各日から 平成13年12月31日までは年4.5パーセントの割合、平成14年1月1日か ら支払済みまでは年4. 1パーセントの割合による各金員、及び同各原告に対応す る別紙2(c)欄記載の各金員に対する平成12年10月24日から支払済みまで 年5パーセントの割合による各金員の支払を、②原告三菱信託銀行に対して、46億1937万4900円並びにうち37億0081万6600円については平成1 3年8月3日から、うち7億1855万8300円については同年7月30日から それぞれ平成13年12月31日までは年4.5パーセントの割合、平成14年1 月1日から支払済みまではそれぞれ年4.1パーセントの割合による金員、及び2 億円に対する平成12年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合によ る金員の支払を、③原告ユーエフジェイ銀行に対して、95億8595万0800 円並びにうち65億0885万9500円については平成13年7月29日から、 うち28億7709万1300円については同年8月3日からそれぞれ平成13年 12月31日までは年4.5パーセントの割合、平成14年1月1日から支払済み まではそれぞれ年4.1パーセントの割合による金員、及び2億円に対する平成1 2年10月24日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を求め る限度で理由があるからこれを認容し、その余の被告東京都に対する金員請求には なお、付言するに、本件条例については、前記認定のとおり都議会において圧 倒的多数の賛成の下に制定されたものであり、都民の多くがこれに賛意を表してい たことは当裁判所に顕著な事実である。これらのことには、長期にわたる厳しい経 済状況の下において、そのような事態の発生と銀行業との関連についての一定の考 え方が影響を与えている可能性がうかがえないでもない。もとより、このような厳 しい状況をより早期に解消し、かつその再発を防止するために、そのような考え方 の当否も含めて事態の原因を究明することは有益なことであるし、その結果、法的 責任を有する者があると判明した場合には、その責任を厳正に追求することも必要 となろう。しかし、それらは、冷静かつ専門的な見地から、それにふさわしい法的 手続に則って行われるべきものであり、現行の地方税法の下での銀行業に対する事 業税の課税のあり方とは全く無関係の問題である。

本判決は、このような見地から、本件条例が事業税に関する地方税法の定めに違反するものか否かという点について判断を示したものである。したがって、本判決は、現行の地方税法が立法論的にみて妥当なものか否かや、事業税以外の法定外税のあり方といった点にも、何らふれていない。前者については、検討の要否も含めて立法府たる国会の職責に属する事柄であるし、後者については、地方税法の法定外税に関する定めに則ってその当否を検討すべき問題であって、いずれも本件とは無関係の問題である。

3 以上の次第で、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61 条、62条(被告東京都知事は全部勝訴ではあるが、被告東京都の損害賠償債務の 発生は被告東京都知事の行為に起因することにかんがみ同条の趣旨を類推する。)、64条ただし書、65条1項本文を、仮執行の宣言及び同免脱宣言につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法259条1項及び3項を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部裁判長裁判官 藤山雅行裁判官 村田斉志裁判官 廣澤諭